

第7章 本格調査の実施方針

7-1 基本方針

(1) 1992年ブラジルのリオで開催された地球サミット「環境と開発に関する国際会議」において、特に「地球規模での環境保全の必要性」再確認された。これを受けて我が国では、国際協調をもその範囲に入れた「環境基本法」（平成5年法律第91号）が制定された。その中で「岷江成都地区水環境総合管理計画」の策定と重要な関わりを持つ理念が、第一章総則第一条の目的や基本理念、第五条の国際的協調による地球環境保全の積極的推進、第三二条の地球環境の保全、などである。こうした理念を当該管理計画の策定に反映する時、それはこれまで世界各地で広く行われてきた「河川総合開発事業」の延長だけでなく、環境の保全を通して多くの人々が“豊かさ”や“文化”というものを実感できる新しい水環境の創造を意味すべきである。このため、当該管理計画の策定は、単に成都三河の水量の回復及び水質の改善のみを目的とするものではない。成都市は、治水としての洪水防御、利水としての生活及び・工業用水の確保は勿論の事、都市の健全な水環境としての水質や生態系の保全、さらには舟運の復活をも求めている。岷江、そして成都三河が求めるこれらの水環境機能を総合的にバランス良く改善、回復させるための対策を策定するのが本格調査の基本理念である。この基本理念の背景には、国際都市“水の都・成都”という2010年を目標年次としたあるべき姿がある。

したがって、調査の内容も多方面にまたがり、成都市側としても総論的には本調査に協力する意志を示しているものの、関係機関がどのような具体的協力体制を整え、どの程度期待し得るのか、不明な部分が多い。このため調査の立ち上がり段階で、JICAもまた体制作りのための働きかけを強力に行っていく事が必要とされよう。

(2) 本計画には、さまざまな環境改善プロジェクトが含まれることになるが、この中には、必ずしも評価方法として確立されたわけではないものも含まれていると思われる。そういったプロジェクトの評価のやり方については、本格調査において検討、工夫が必要なところであり、作業監理委員や中国側とも十分協議を重ねながら進めていく必要があるところでもある。

(3) 成都市において、水環境改善にかかる具体的なプロジェクトで、すでに動いているもの、あるいは実施が決定しているものがいくつかあるが、すでに計画として確定したものについては基本的に与件として扱うこととする。

なお、優先プロジェクトの選定の際には、支出可能な事業費の見込みからも検討することになるが、その場合に、これらの計画中プロジェクトに対して今後ローカルコストが支出されていく（その分新規のプロジェクトに回せる資金が限られてくる可能性も考

えられる)、という状況を踏まえて検討する必要がある。

7-2 調査項目及び内容

(1) 調査項目

- 1) 岷江成都地区を対象とし、2010年を目標年次として、岷江が河川として期待される機能を改善・回復するよう、岷江成都地区の水環境を改善するための総合的な管理計画を策定する。また、その総合管理計画の中から優先的なプロジェクトを選定する。
- 2) 1) で選定された優先プロジェクトに対するフィージビリティ調査を実施する。
- 3) C/Pに対し、現地調査業務を通じ、技術移転を行う。

(2) 調査対象地域

岷江流域のうち、成都市行政区域内の地域を調査対象地域とする。
なお、水源涵養林については、成都市行政区域外の上流域も含む。

(3) 調査の構成及び調査項目

調査は、第1段階：総合管理計画の策定と優先プロジェクトの選定
第2段階：フィージビリティ調査の実施

の2段階から構成され、それぞれの調査項目は以下の通りである。

第1段階：総合管理計画の策定

1) 既存資料の収集・分析

事前調査で収集した資料を整理、分析する。また、その他既存資料の有無を確認し、既存の資料があるものについて収集、整理、分析を行う。なお、成都市の将来計画に関しては、2010年計画が存在することであり、本調査に関連する内容の提供を事前調査時に依頼済みである。

- a. 岷江流域の気象、地形、地質、水文現況
- b. 社会・経済現況及び動向
- c. 土地利用の現況及び将来計画
- d. 河川・環境関連法規
- e. 河川管理・環境保全組織概要

市政府内の関係機関相互の業務所掌、及び成都市と四川省との業務所掌の役割分担についても、それぞれ確認する。

2) 計画・実施中の関連プロジェクトの現況把握

- a. 中央政府、省政府の河川管理・環境保全に関する方針等

調査対象地域に対しての、中央政府、省政府の河川管理・環境保全に関する方針や計画（ある場合）を確認する。

b. 対象地域における都市計画、農業開発計画、工業開発計画

都市衛生インフラの整備計画や開発計画における環境配慮の状況を確認する。また、水需要予測検討の参考資料とする。

c. 対象地域における水環境改善関連計画・プロジェクト

柴坪舗ダムを初めとする水資源開発計画、成都市街の下水道管渠網及び三瓦窩下水処理場等の下水道整備計画、金馬河等の洪水防御計画、府南河整備工事等の河川環境整備計画、その他対象地域における水質汚濁対策計画や環境保全計画としてどのようなプロジェクト・計画が策定されており、その現況がどうか確認する。

3) 対象地域の水環境現況把握及び問題点の抽出

a. 水位・流量

水利電力庁などの協力を得て、既存のデータを手に入るほか、補足的な実査も行う。

b. 水源涵養林

水源涵養林については、成都市行政区域外になる上流域についても検討対象とする。衛星写真や林業部門からのヒアリング等により、問題の大きいと思われる地点を選定し、現地踏査を行う。

c. 水資源利用状況

灌漑・生活・工業用水の利用現況と動向を把握するほか、舟運、漁業、小規模発電等、岷江の水を利用した産業の現況についても確認する。また、地下水の利用状況とそれによる塩害等の発生の有無についても確認する。

d. 治水・利水関連施設

既存の治水・利水関係の施設としてどのようなものがあるか確認した上で、そのうちの主要なものについて、運営管理状況を調査する。また、堤防の整備状況についても現地踏査により確認する。

e. 水質

水質についての既存のデータがあるが、特に水利用との関係で問題がないか検討する。

f. 汚濁排出源・汚濁負荷

工場廃水についても一定のデータはあるが、工場の規模や業種から、主要な汚濁源と想定される工場を20件程度選定し、水質検査を行う。

また、畜産廃水に関して、データの有無を調べ、大規模な養豚場等の排水処理状況を現地踏査に数ヶ所確認し、必要に応じ水質検査を行う。

g. 下水・排水処理施設

処理施設の運転状況、管理状況のほか、運転コストと料金徴収の状況についても確認する。

h. モニタリング体制

人員、設備、頻度、調査地点、調査項目等について確認し、前述のこれまでの調査結果を基に検討する。

i. 生態系

岷江及び流域の生態系について既存の調査等により確認し、必要に応じ現地踏査を行う。

4) 水環境総合管理計画の策定

a. 将来水環境予測

現状のまま新たな対応が取られなかったとした場合の、水質、汚濁排出、水資源利用、河川流量、生態系等についての目標年次における状況を推定する。なお、確定済の計画については計画通り実施されるものと想定することとする。

b. 求められる河川機能の設定

目標年次において、岷江に対してどのような機能が求められるかを、中国側と協議の上、設定する。

c. 計画目標設定

b. で設定した機能を基に、以下の事項について目標レベルをそれぞれ設定する。

a) 水質

主要汚濁排出源から排出される汚濁負荷量の削減目標についても合わせて検討する。

b) 流量・水利用

渇水期における流量目標だけでなく、洪水防御の観点からの目標についても検討する。水利用については、需要動向などを基に検討する。

d. 技術的対策の検討

c. で設定した目標達成のための技術的対策のほか、b. で設定した機能を果たすための対策（都市の水環境等）についても合わせて検討する。

a) 水質改善・汚濁負荷削減

生活排水、工場排水、畜産排水の各水量、汚濁負荷のうち、下水道に取り込む範囲、取り込まない範囲を検討し、下水道に含める部分については、管渠を整備する区域、根幹的施設の配置などの下水道整備計画を策定する。

工場排水処理に関しては、生産工程を含めて検討するものとする。また、水質改善策の中にはビオトープ等生態系の保全を含めた生物的処理の方策も合わせて検討することとする。

b) 河川流量管理・水利用

渇水期の水の確保と洪水防御との両方について対策を検討する。その中では現在の都江堰の付近に、より水量調整を行いやすくするための新しい堰の建設（「魚嘴疎水工事」）も対策のひとつとして含めて検討する。

また、地下水利用の可能性とその方法についても検討する。

c) 水環境改善

その他都市の水環境改善に資する方策に関して、実現性のあるものについて検討する。

e. 制度的対策の検討

制度としては整備されていながら、実際には十分機能していない制度に関して、その原因を検討し、対策を考える。制度的対策には、排出企業等が排出を削減しようとするようなインセンティブを与える方策も含めて検討する。また、関連組織について、必要に応じ体制強化の方策を考えるほか、事業実施にかかるコストとその経費負担のあり方についても対策の必要性を検討する。

f. モニタリング体制

河川環境についてのモニタリング体制及び主要汚濁排出源に対する監視体制について、必要な人員、設備等を含め検討する。

g. 水環境総合管理のための代替案の検討・評価と最適案の選定

a) 技術的妥当性による評価

検討されている代替案が技術的に見て妥当か否か検討する。

b) 経済的妥当性による評価

検討されている代替案に要すると見込まれるおおよその費用が予算的に見て受容可能な範囲かどうか検討する。

c) 環境改善効果による評価

代替案の実施による水環境改善効果をそれぞれ検討し、その効果から代替案を評価する。

d) 社会的受容性による評価

現地の社会、制度的観点から代替案の導入に支障がないかどうか検討する。

h. 事業費概算

最適案の実施にかかる概算事業費を積算する。

i. 段階別実施計画

実施工程を段階別に組み立てる。

5) 優先プロジェクトの選定及び初期環境評価(IEE)

フィージビリティ調査の対象とすべき優先プロジェクトを中国側と協議の上選定する。また、そのプロジェクトに対して、JICAの環境影響評価ガイドライン及び中国の国内規定に基づき、IEEを実施する。

第2段階：フィージビリティ調査の実施

1) 補足資料の収集分析及び補足調査

優先プロジェクトの設計等に必要な測量や地質調査等を行う。

2) 施設の概略設計、施工計画及び維持管理計画

優先プロジェクトに含まれる施設の概略設計と施工計画を策定し、その維持管理に必要な体制についても計画策定する。

3) 組織・人員体制、関連法規、モニタリング体制の整備計画

プロジェクト完了後に必要となる組織（関連機関との所掌業務分担を含む）・人員体制について検討し、必要となる関連法規やモニタリング体制と合わせ、どのように整備していくか計画策定する。

4) 概算事業費積算及び財務計画

投資額、維持管理経費等について概略設計や組織計画を元に積算する。合わせてその資金調達のための財務計画（受益者からの料金徴収、汚濁排出者からの課徴金徴収等を含め）を策定する。

6) プロジェクト実施・運営体制

プロジェクトを完了させるまでの間、資金管理や工事実施等の案件管理体制について検討する。

7) 環境影響評価

8) プロジェクト評価

プロジェクトの実施により期待される環境改善効果について、計画目標設定した事項については定量的に、それ以外については定性的に評価する。また、プロジェクトの財務・経済分析を行うほか、プロジェクト実施による社会的インパクトについても検討し、フィージブルか否かを評価する。

a. 環境改善効果による評価

b. 財務評価

c. 経済評価

d. 社会評価

9) プロジェクト実施計画

プロジェクトの実施工程を策定する。

7-3 調査工程

本件調査の期間及び工程はS/Wに示されたスケジュールに基づき、全体で約20ヶ月とする。このうち、第1段階を約10ヶ月間、第2段階を約10ヶ月とし、成果品の提出時期の目途としては、概ね着手報告書が1月頃、中間報告書（第1段階まとめ）が10月頃、最終報告書が翌年8月頃とする。

7-4 報告書

S/Wに示された通り、本調査では以下の和文報告書を中国側に提出する。

1) 着手報告書	30部
2) 現地報告書(1)	30部
3) 中間報告書	30部
4) 現地報告書(2)	30部
5) 最終報告書(案)	30部
6) 最終報告書	50部

7-5 調査実施体制

現在実施中の、府南河総合整備工事は、市政府の主要部門が多数関わって実施されているが、今回の本格調査においてもそれに近い形での関係機関の協力が得られることが望ましい。具体的には、環境保護局のほか、建設委員会、計画委員会、水利局、市政工程局（下水道管轄）、水道管理局、土地計画局、園林局（緑化）等である。これらのうち、水利局や市政工程局については一部C/Pとして関わることを望ましいし、その他の機関についても、必要に応じて協力を求めるほか、調査の進捗状況に応じて関係者が一堂に会して協議をし、中国側としての意思決定をする場を設けることが、円滑な事業化のためには必要と思われる。

7-6 調査用資機材

調査用機材として携行することが必要と思われるものには次のような機材が挙げられる。

1) 水質観測用機材

携帯式DO計、導電率計、pH計

2) 水文観測用機材

自記水位計 3台

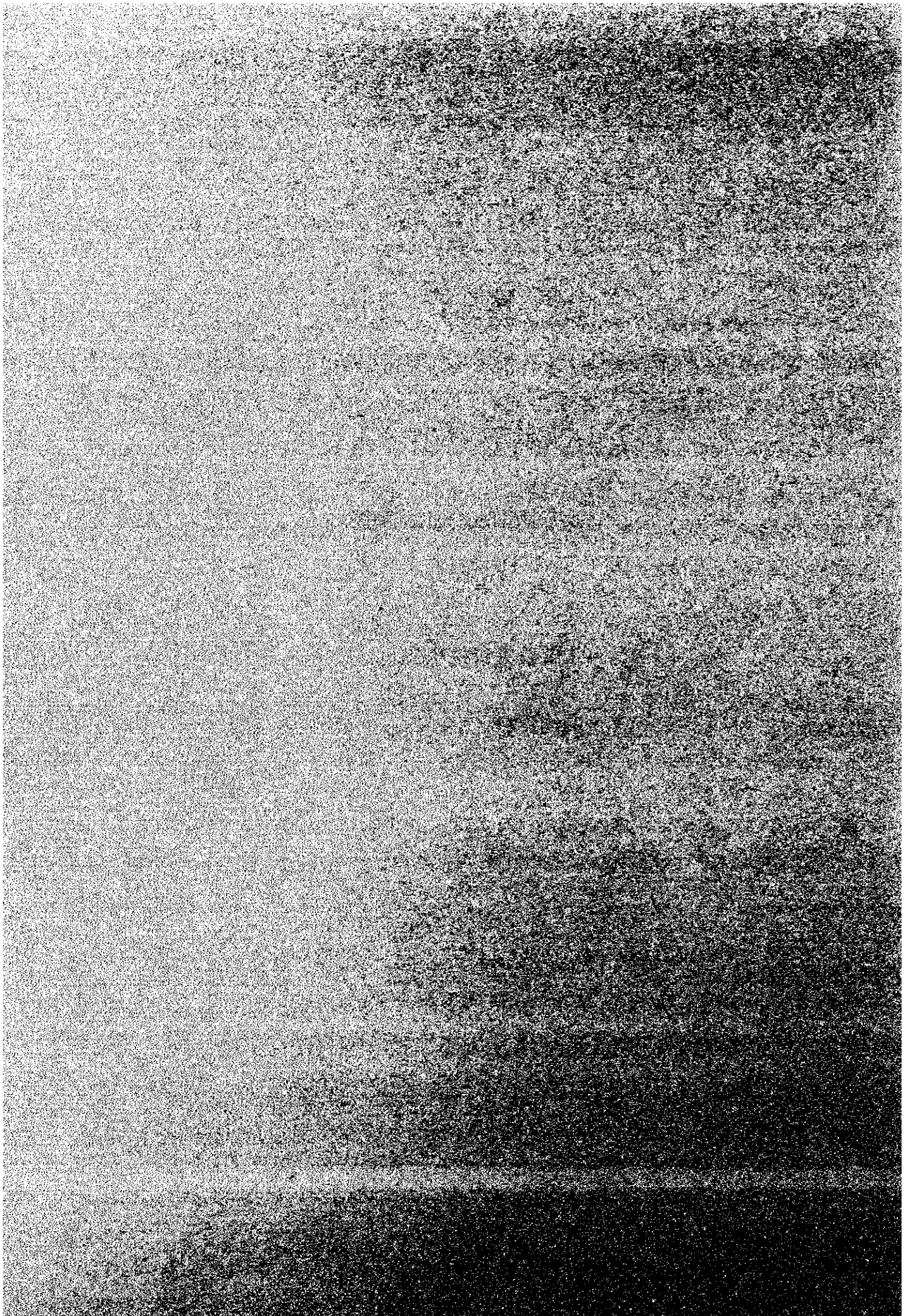
流速計、地下水位計、ゴムボート等

7-7 本格調査実施上の留意点

- (1) 成都市がC/PとなってJICAの開発調査を実施するのは今回が初めて、ということもあり、必ずしも中国側はJICAの開発調査のスキームについて熟知しているわけではないので、特に調査開始後、しばらくの間は双方の意志疎通について十分配慮すべきである。
- (2) 改革開放政策が取られて久しいとは言え、内陸に位置する成都市は沿海地方に比べ外国との接触の機会も少なく、データ・情報についてスムーズには入手できない恐れがある。また、しかるべき手続きをとれば入手に支障ないような資料でも、中国側が手続きを面倒がって、入手できないこともあり得ない話ではないので、データ収集については、粘り強く中国側に要望することも必要になると考えられる。

付 属 資 料

- ・ 中国政府からの要請書
- ・ 実施細則及び討議議事録
- ・ 主要面会者リスト
- ・ 主要収集資料リスト
- ・ 関連資料



The Application For Exploitation Investigation Cooperation Through JICA Channel

1. The Project's Name

The overall plan on the comprehensive
realignment of Chengdu Section, Min River.

2. Application Department

Chengdu People's Government

3. Cooperative Unit

Chengdu Environmental Protection Agency
(Chengdu EPA)

4. Cooperative Area

Chengdu Section of the Min River within
Chengdu Municipality, from 104.5° E to
103.3° E, 30.3° N to 30.8° N. (See the map)

5. The Background And The Aim

(1) Description of The Study Area

The study area comprises Chengdu Section of
the Min River catchment in Sichuan Province,
particularly in the city proper. The length of
Chengdu Section is about 120 km. It covers an
area of 9,500 km². At Gujiangyan, the river has been
divided into two rivers, inner river and outer
river. The inner river is a irrigating river.

There are three rivers flowing through Chengdu's city proper, the Fuhe River, the Shahe River and the Mahe River.

Chengdu Municipality covers an area of 12,390 km². By the end of 1988, the total population was 9.1 million people of which 0.6 million in rural areas. Divided into 5 urban districts, 2 suburbs and 12 counties, Chengdu Municipality is the centre of politics, economy and transportation of Sichuan Province.

As a famous historic city in China, Chengdu has a long history of more than 2,000 years.

(2) The Importance of The Study Area

1) Chengdu City is One of the most important economical centres in Sichuan Province, or even in West China. It's output value is about 16.6 percent in Sichuan Province, or 1 percent in China.

2) One of the 32 important cities undergoing the Quantitative Exam System on integrated environmental management, Chengdu City is paid much attention by the National Environmental Protection Agency (NEPA). Therefore, the environmental quality is required to be higher, of course, the water quality.

3) The Dujiangyan Irrigation System, a large scale

irrigation project, has a long history of more than 2,000 years. It has never failed to play its role in agriculture and now in industry in Chengdu Plain. We must protect it well.

(3) The Serious Water Problems.

1) Water Shortages

Due to the runoff reduction of upper reach of the Min River, the shortage of water is very seriously.

The flow fluctuates, however, over the year with a maximum of 7,700 m³ s being measured in 1964 and an annual low flow of around 100 m³ s usually measured in February.

Due to heavy expansion of the irrigated area in the Chengdu Plain from 200,000 ha in 1949 to 600,000 ha today, the Plain and Chengdu Municipality experience an annual shortage of 600 million m³ of water in the dry season from February to May.

2) Floods

Floods have occurred on several occasions. In the period from 1949/1981 the flow in the Min River has been above 2,000 m³ s 27 times and 15 times. This has caused heavy damage to crops and people. In 1958, the peak flow was 3,400 m³ s and 15,000 people and 4,000 ha of farmland were

adversely affected. In 1961, the peak flow was 7,700 m³ s which resulted in heavy damage to 34,000 ha of land and 210,000 people were affected and 100 million yuan were lost. Now, floods have occurred almost every year.

3) Water Pollution

Because of more and more domestic and industrial wastewater, water pollution in the Min River and its tributaries, particular in the Three Rivers, Hanhe, Fuhe and Shahe River flowing through the Chengdu urban area, is very heavy. The water quality frequently does not meet the national standards.

Two additional plants have drawn their raw water from groundwater sources but these plants have been closed due to pollution of the groundwater.

(4) The Urgency to Work Out The Plan

Therefore, due to water shortages, floods and heavy pollution, the water problem is becoming more seriously. Not only has the heavy pollution made the Fuhe, the Hanhe River and the Shahe River become "swamp valley", but also the ground water has been polluted in some degree. The urban ecologic environment is tending to fragile. There is a few fishes and fishermen have to change their career. The cost of

sewage treatment goes up quickly. As the water quality descent and the runoff decreasing, the river's transportation, breed and tourism are impossible.

All this is limiting the economical and social development of Chengdu Plain.

It is a urgent task for Chengdu Municipality to recover the ecologic environment of the Min River and to do the comprehensive realignment. So that, it is the first important and urgent task to work out the overall plan.

6. Target and Contents.

(1) Target

To work out the overall plan on the comprehensive realignment of Chengdu Section, Min River.

(2) Contents

1) Water Resources And Management Plan

___ soil conservation plan

___ water resources distribution and utilization plan

___ agriculture water consumption and water economization plan.

___ water resources management plan

2) Water Pollution Comprehensive Realignment Plan

of Chengdu Section, Min River

___ industrial pollution control plan

___ the pollution control plan for pulp and paper mills

___ the municipal sewage treatment plan

3) Water Quality Control Plan on Chengdu Section,

Min River

___ to build water quality and quantity monitoring hard_ soft ware system and center

___ water quality control plan

4) Multiple Functions of Water Exploitation Plan on Chengdu Section, Min River.

___ water conservancy exploitation plan in the urban

___ shipping plan on the Fuhe River

7. Expecting Time

One and half a year to two years.

8. Necessary Equipment From Japan

(1) automatic monitoring system for water quality of middle and small river.

(2) automatic monitoring system for runoff of middle and small river.

(3) dissolved oxygen determination instrument, 10 sets

(4) floating equipment for middle and small rivers.

(5) video cassette recorder equipment.

9. The Funds Supplement From Domestic

Because it is a important engineering of Chengdu.

the funds supplement from domestic will be ensured when the investigation begins.

10. The Funds For The Plan Implementation

This Project has been incorporated into the municipal economic and social development "eight five" plan and the ten_year programme, and also a important plan of the land overall plan. The implementation money will be ensured.

11. The Facilities and Condition of Cooperation Place

Chengdu Institute of Environmental Protection,

Chengdu Environmental Monitoring Central Station

and Chengdu Monitoring Station of Eco_environment are

the subordinate units of Chengdu EPA. All of them

have the capacity and condition to cooperate with

Japan. The new environmental research and monitoring

building which will be finished soon can provide the

special laboratories for Japanese scholar. The living

condition can be solved with the need of Japanese.

The main working places are in the urban and the

suburb of Chengdu. It is convenient for transportation,

communication and living.

12. The Preparation In Management And Technician

Chengdu EPA is in charge of this project.

A leading group under Chengdu municipal government

has been built to coordinate the important works.

There are about 300 people who work in Chengdu EPA departments, of which 200 engineers, 250 bachelors, and 230 people to go in for water pollution control, research and management. It will be enough to meet the demands of this plan.

This project has been begun to do the early works since 1988. The management and technology have been come into its own system and can be strengthen with the demand.

The Project leaders

Li Yongqi, the director of Chengdu EPA.

Zhang Jingquan, the vice director of Chengdu Science and Technology Committee.

Yang HuaAn, the vice director of Chengdu Planning committee.

The leader of technology and communication,

Zhang Guoyun, engineer of Chengdu EPA.

13. The Data Providing.

The data which related to this plan will be provided as can as possible.

JICA渠道开发调查方式技术合作申请表

1、项目名称：

中日合作研究制定岷江成都段综合整治总体规划（下简称岷江项目）。

2、中方申请部门：

成都市人民政府。

3、中方实施单位：

成都市环境保护局

4、合作地点：

中国四川省成都市行政区内的岷江都江堰水系（附图）

地理位置：

东：东径104.5' 北：北纬30.8'

西：东径103.3' 南：北纬30.3'

5、项目申请的背景和目的

(1) 岷江项目研究区域概况

岷江项目的研究范围是四川省省会成都市行政区内的岷江江段，重点为成都市城区。岷江成都段西起都江堰，南至乐山市，长度约为120公里，流域面积为9.500平方公里。岷江经都江堰水利工程分为内江和外江，内江则主要用于灌溉、工业、生活和城区生态环境供水。有三条河流流经成都城区，即府河、沙河、南河，简称“三河。”研究区域的成都市的总面积为12.390平方公里，包括5个市区，2个郊区和12个县。1988年的总人口为910万，其中农业人口660万。

由于经济的迅速发展，成都市于1984年被列为国务院直属的计划单列市，已展成为中国西部最主要的经济中心之一。同时，成都市还是全国历史文化名城之一，具有2000多年的历史。

(2) 研究区域的重要性

1) 成都市是四川省和中国西部的经济中心之一，在中国西部的经济中有重要地位。集中了机械、电子、轻纺等许多重要的产业，成都市的产值约占全国的1%，占四川的16.6%。

2) 国家对保护成都的环境保护十分重视，被列为全国三十二个重点保护的城市，对成都市的环境质量要求较高，因而也对成都的水环境问题十分关心和重视。

3) 举世闻名的都江堰水利工程，建成于2000多年前。为成都的农林灌溉，生产发展和社会繁荣作出了巨大贡献。都江堰水系成就了“不知饥馑；时无荒年”的“天府之国”，使成都平原成为我国历代的粮油生产基地。为了维护其正常运转和进一步开发利用，应加强保护，免遭污染和破坏。

(3) 严重的水环境问题已制约着成都市经济的发展振兴。

1) 由于岷江经流量逐年锐减和丰枯变化太大导致水短缺。致使工业、农业、生活和环境生态用水矛盾突出。目前，岷江经流量正以每年 $1\text{米}^3/\text{秒}$ 的速度在减少，岷江水量最大值1964年测得的 $7,700\text{米}^3/\text{秒}$ ，常年2月份测得的平均最小流量仅 100米^3 。在枯水的二月至5月成都市缺少约为 6亿米^3 。

2) 洪灾

由于岷江上游的植被破坏严重，森林锐减，造成上游蓄水能力

变差，使成都平原常遭洪水袭击，损失严重。1958年，洪峰流量达7.400米³/秒，造成4,000公顷农田和15,000人受害，1964年的洪灾使34,000公顷农田和210,000人受损，近些年，几乎每年都要发生一些洪涝灾害，造成损失。

3) 由于生活污水和工业废水造成的水污染问题。

由于成都段许多企业排放污水和市民的生活污水的排放，使市区的三条主要河流遭严重污染，水质状况严重恶化，经常超过国家标准。由于水污染严重，已造成75%的地下水污染，两家自来水公司关闭，成都周围75%的地面水也严重超标，不能饮用。

总之，由于工农业与生活用水量需求量的增加和污水废水排放量的增大，相应的环境保护工作没有同步进行，致使岷江成都段的水环境问题十分突出，岷江成都段的航运、水运、娱乐等多经济功能已几乎丧失殆尽。航运停止，水质恶化，鱼虾绝迹，长达半年的枯水期河水发黑发臭。影响范围殃及岷江、沱江中下游地区，严重影响工农业生产的发展，危害人民的正常生活和身心健康，群众反映十分强烈，迫切要求治理。四川省和成都市政府已感到问题的严重性，已把岷江成都段的综合整治纳入成都市国民经济发展建设“八五”计划和十年规划，已纳入成都市国土综合整治总体规划。因此，成都市迫切需要一个岷江成都综合整治的总体规划，为科学地、系统地和经济地治理、开发岷江成都段的水资源提供必要的依据，为成都市的经济进一步发展和振兴打下基础。

6、与日方合作的总目标和内容

(1) 总目标

制定一个切实可行的综合整治岷江成都段的总体规划。

(2) 内容

1) 水资源及管理规划

- 水土涵养保护规划
- 水资源科学分配，利用规划
- 农业用水，节水规划
- 工业和生活用水规划
- 水资源管理规划

2) 岷江成都段污染综合治理规划

- 工业污染治理规划
- 造纸工业污染治理规划
- 城市污水治理规划

3) 岷江成都段水质控制规划

- 建立水质水量自动监测系统 and 中心
- 水质控制规划

4) 岷江成都段多功能水利开发规划

- 成都市城区环境生态水利开发 (包括成都市城区、地表水经流量，水域面积，水系分布和流程)
- 府河航运规划

7、希望调查时间

一年半至两年的时间

8、日方提供器材

(1) 中小河流水质自动监测仪；

(2) 中小河流经流量自动监测仪；

(3) 溶解氧测定仪，10台；

(4) 中小河流漂浮器材；

(5) 影像录制器材。

9、调查时国内配套资金情况

由于该项目是成都市政府要抓的重点工程，调查时国内配套资金有足够的保证。

10、规划完成后中方实施资金的情况

由于本项目已纳入成都市经济发展建设“八五”计划和十年规划，纳入成都市的国土综合利用总体规划，将有足够的资金保证规划后的实施。

11、合作地点的设备及完善程度

成都市环境保护局下有成都环境保护研究所、成都市环境监测中心站、成都市生态环境科研监测所具有与日方合作完成本项目的能力和部分实验条件。即将完工的6500m²的成都市环境科研监测大楼内，可以为日本专家提供专门实验室和工作场地。日方专家住宿问题，将据日方的要求完全能妥善解决。主要工作地点在成都市城区和近郊区，交通、通讯、住宿、工作条件都很方便。

12、中方参与合作的体制及管理、专业技术等人员的准备情况

本项目由成都市环境保护局负责，将成立以市政府牵头的领导小组协调全市性的重大工作。成都市环保系统共有职工近300人，有工程师以上职称的人员共近200人，大学以上文化程度的

250人，其中从事水污染防治、研究、管理的共280人，完全可以满足进行规划时的人员需要。本项目实际上从一九八八年就开始了前期工作，工作体制及管理、技术等已实际形成体系。待本项目正式开始时，根据需要进一步完善充实研究人员。

项目负责人：

李永祺 成都市环境保护局长

张金全 成都市科委副主任

杨华安 成都市计委副主任

项目技术总负责人和总联络人：

张国运 成都市环境保护局主任工程师（高级工程师）

13、与合作有关的资料提供

有关岷江项目的资料现有的全部可以提供，没有的尽量提供。

中華人民共和國

岷江成都地区水環境総合管理計画調査

実施細則

日本国
国際協力事業団

中華人民共和國
成都市人民政府

この実施細則は、下記の2機関により合意されるものである。

日本国 国際協力事業団

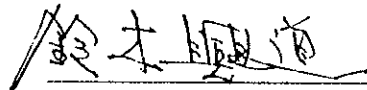
中華人民共和国 成都市人民政府

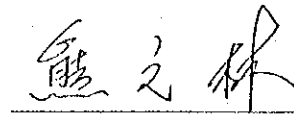
この実施細則は、下記の3者の署名により確認されるものとする。

1995年9月22日

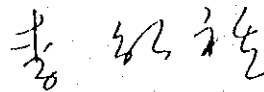
日 本 国
国際協力事業団
事前調査団長

中 華 人 民 共 和 国
成 都 市 人 民 政 府
成都市科学技术委员会副主任


鈴木 興道


熊 之 林

中 華 人 民 共 和 国
成 都 市 人 民 政 府
成都市環境保護局局長



李 永 禄

日本国政府は中華人民共和国政府の提案に基づき、岷江成都地区水環境総合管理計画調査の実施を決定し、1995年9月22日 岷江成都地区水環境総合管理計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は、日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。成都市人民政府は中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を行い、成都市環境保護局は中国側実施機関として国際協力事業団が派遣する調査団と協力して、本調査の円滑な実施をはかる。

1995年9月22日 日本国政府が中華人民共和国政府へ発した口上書5、及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、国際協力事業団と中華人民共和国成都市人民政府は協力の内容、範囲及び調査工程並びに協力を進めるに当たって両国がとるべき措置等の詳細について本実施細則を定めた。

1. 協力の内容及び範囲

1) 日本側は、中国側と協力して、岷江成都地区を対象とし2010年を目標年次として、岷江が河川としての機能を回復するよう、岷江成都地区の水環境を改善するための総合的な管理計画を策定する。また、その総合管理計画の中から優先的なプロジェクトを選定する。

2) 日本側は、中国側と協力して、1)で選定された優先プロジェクトに対するフィージビリティ調査を実施する。

3) 日本側は、本調査の期間中、調査に参加する中国側専門家に対し現地調査業務を通じ、技術移転を行う。

2. 調査対象地域

調査対象地域は、岷江流域のうち成都市行政区域内の地域とする。

3. 調査の内容

調査は2段階で構成される。

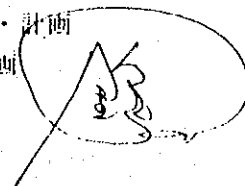
第一段階：総合管理計画の策定と優先プロジェクトの選定

1) 既存資料の収集・分析

- a) 自然状況（気象、地形・地質、水理・水文等）
- b) 社会・経済現況及び動向（人口動態・分布、産業構造、工業生産等）
- c) 対象地域の土地利用現況
- d) 河川・環境関連法規
- e) 河川管理・環境保全関連組織概要

2) 計画・実施中関連プロジェクトの現況把握

- a) 河川管理・環境保全に係る中央・地方政府の政策・方針・計画
- b) 対象地域における都市計画、農業開発計画、工業開発計画



- c) 対象地域における上・下水道等インフラ整備計画・プロジェクト
- d) 対象地域及びその上流域における水資源開発、河川整備、流域管理計画・プロジェクト
- e) 対象地域における水質汚濁対策計画・プロジェクト
- f) 対象地域における環境保全計画・プロジェクト

3) 対象地域の水環境現況把握及び問題点の抽出

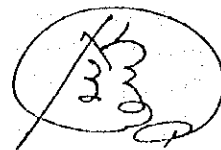
- a) 水位、流量、水源涵養林
- b) 水資源利用状況（水利用、舟運、漁業等）
- c) 治水・利水関連施設
- d) 水質、主要汚濁排出源・汚濁負荷
- e) 下水・排水処理施設
- f) モニタリング体制
- g) 生態系

4) 水環境総合管理計画の策定

- a) 将来水環境予測（水質、水資源利用、河川流量）
- b) 求められる河川機能の設定
- c) 計画目標の設定
 - a. 水質
 - b. 河川流量、利水計画
 - c. 主要汚濁排出源及び汚濁負荷
- d) 技術的対策の検討
 - a. 水質改善・汚濁負荷削減
 - b. 河川流量管理
- e) 制度的対策の検討
 - a. 関連法規の整備
 - b. 関連組織体制の整備
- f) 水環境モニタリング体制の検討
- g) 技術的・制度的対策に係る代替案の評価及び最適案の選定
 - a. 技術的妥当性による評価
 - b. 経済的妥当性による評価
 - c. 環境改善効果による評価
 - d. 社会的受容性による評価
- h) 事業費概算
- i) 段階別実施計画

5) 優先プロジェクトの選定及び初期環境調査





第二段階：優先プロジェクトに対するフィージビリティ調査の実施

- 1) 補足資料の収集分析及び補足調査（地形調査、地質調査、測量等）
- 2) 施設の概略設計、施工計画及び維持管理計画
- 3) 組織・人員体制、関連法規、モニタリング体制の整備計画
- 4) 概算事業費積算及び財務計画
- 5) プロジェクト実施・運営体制
- 6) 環境影響評価
- 7) プロジェクト評価
 - a) 環境改善効果による評価
 - b) 財務評価
 - c) 経済評価
 - d) 社会評価
- 8) プロジェクト実施計画

4. 調査期間及び工程

調査期間及び工程は別表1のとおりとする。

5. 報告書

国際協力事業団は下記の日本語による報告書を成都市人民政府に提出する。

- 1) 着手報告書（30部）

調査実施計画及び実施工程を内容とするもので、調査の開始後1か月以内に提出する。
- 2) 現地報告書（1）（30部）

第一次現地調査結果を内容とするもので、第一次現地調査終了時に提出する。
- 3) 中間報告書（30部）

第二次現地調査開始時に提出する。
- 4) 現地報告書（2）（30部）

第二次現地調査結果を内容とするもので、第二次現地調査終了時に提出する。
- 5) 最終報告書（案）（30部）

第二次現地調査終了後5か月以内に提出する。
成都市人民政府は本報告書（案）受理後1か月以内に本報告書（案）に関する意見を国際協力事業団に提出する。



6) 最終報告書 (50部)

最終報告書(案)に関する意見を受けした後45日以内に提出する。

6. 中国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

- 1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれに係るすべての経費負担
- 2) 現地調査の実施にあたって別表2に示す中国側が分担する業務の実施及びそれに係る経費負担
- 3) 現地調査実施に必要な作業所及び机、椅子等備品の無償提供及び宿舎の斡旋(但し調査サイトにおいて通常の方法で借上が困難な場合は宿舎の無償提供)
- 4) 現地調査のために必要な通訳の無償提供
- 5) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車両及び船舶等の手配(但し通常の方法で借上が困難な車両及び船舶等については運転手等を含め無償提供)
- 6) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負担
- 7) 現地調査に必要な諸許可の手続きの実施
- 8) 調査のために必要な資料及び情報の提供
- 9) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- 10) 現地調査期間中、調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- 11) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- 12) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- 13) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- 14) その他軽微な資機材等の一部経費の負担

7. 日本側がとるべき措置

日本側は調査にあたって以下の措置をとる。

- 1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費、宿泊費及び医療費の経費負担(上記5. 3)、5)の中国側が負担する場合を除く。)
- 2) 現地調査の実施にあたって別表2に示す日本側が分担する業務の実施及びそれに係る経費負担
- 3) 日本から持ち込む資機材の日本から中国の港または空港までの往復輸送費の負担
- 4) 上記5. の報告書の作成

8. 本実施細則に定められていない事項については、本調査期間中両者協議して定めるものとする。



別表 1

調査工程 (暫定案)

月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
現地作業		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>					
国内作業	<input type="checkbox"/>									<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>								<input type="checkbox"/>
報告書	△ IC/R						△ P/R(1)		△ IT/R		△ P/R	△ P/R(2)		△ DF/R		⊖ F/R						△ F/R

⊖: 中国側からの意見

IC/R : 着手報告書
 P/R : 現地報告書
 IT/R : 中間報告書
 DF/R : 最終報告書 (案)
 F/R : 最終報告書

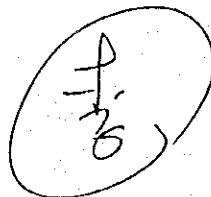
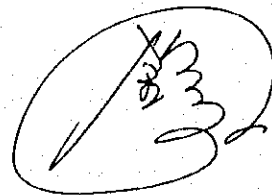
(Handwritten signature)

(Handwritten signature)

(Handwritten signature)

現地調査業務の分担

作業項目	日本側	中国側
1. 既存資料の収集・分析	(1) 必要な資料・情報を特定する。 (2) 収集した資料・情報を整理し分析する。	(1) 資料・情報を提供する。
2. 地形図、土地利用図、水位・流量観測等	(1) 必要な地形図、土地利用図を特定する。	(1) 既存地形図、土地利用図を提供する。 (2) 河川縦横断面図、水位・流量観測データを提供する。
3. 岷江流域の水質等に関する調査	(1) 調査の範囲、方法について中国側と協議の上確定し、調査の実施計画を作成する。 (2) 調査に関する技術的助言及びデータ解析を行う。	(1) 既存のデータを提供し、補足調査を実施する。
4. 汚濁排出源・汚濁負荷調査	(1) 調査の範囲、方法について中国側と協議の上確定し、調査の実施計画を作成する。 (2) 調査に関する技術的助言及びデータ解析を行う。	(1) 既存のデータを提供し、補足調査を実施する。
5. 生態系に関する調査	(1) 調査の範囲、方法について中国側と協議の上確定し、調査の実施計画を作成する。	(1) 既存のデータを提供し、補足調査を実施する。

中華人民共和國

岷江成都地區水環境綜合管理計畫調查

協議議事錄

日本國
國際協力事業團

中華人民共和國
成都市人民政府

中華人民共和国成都市人民政府の招請に応じて、国際協力事業団は、鈴木興道を団長とする岷江成都地区水環境総合管理計画調査にかかる事前調査団を1995年9月12日から9月25日まで（水理・水文・環境配慮団員、工場廃水処理・水質分析団員、及び通訳団員については9月29日まで）の間、中華人民共和国へ派遣した。調査団は、調査対象地域を視察するとともに、同調査の実施細則について中華人民共和国関係機関代表者と友好的かつ真摯な一連の協議を行った。

この協議において、双方が協議した主な内容は以下の通りであり、協議の参加者は別紙の通りである。

1. 今回署名された実施細則に基づく岷江成都地区水環境総合管理計画調査の実施は、長期的に見て、将来的な成都市の水環境の改善に貢献することが期待されるものであり、同調査は中国側の要請内容に合致したものである、という点について双方の認識は一致した。

2. 中国語の「总体规划」の意味には、M/PとD/Sの両方が含まれることを双方は確認した。

3. 本格調査において想定される調査内容について、現時点での調査団の初歩的な構想を次の通り調査団は説明し、中国側はその内容に同意した。

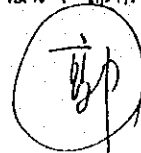
a) 水質確保。紫坪鋪ダムの計画は与件として考え、目標年次までの灌漑用水、生活用水、工業用水、環境用水の水需要予測を考える。その結果に基づき、ダム、堰、地下水利用、水源涵養林の育成を検討する。水源涵養林に関しては、長期的観点からの重要性に鑑み、この調査項目のみ成都市行政区域外の岷江上流域の調査を行うこととし、現況把握と典型的な問題地域の植林計画を検討する。その具体的な調査方法については、今後双方で協議して決めることとする。

b) 利水計画に関連しては、節水技術自体の検討は本計画の対象としない。

c) 洪水対策・河川環境整備事業。金馬河については必要な河川改修や洪水予警報システム等の検討を行う。成都市が現在実施している「府南河総合整治工程計画」自体については特に関与しないが、同計画に含まれていない河道区間については調査の対象とする。

d) 水質汚濁対策。水質汚濁対策に関しては、工場排水、生活排水、及び農業排水について検討する。工場排水は主要な汚濁源・汚濁負荷量を把握し、その削減方法について処理方法、制度面、組織面から検討する。生活排水については下水道整備計画を作成する。この中で三瓦窰下水処理場の拡張工事についてはオランダの借款が決定しているので与件とする。馬蝗坝下水処理場については検討する。農業排水については主として畜産排水を対象とする。また、モニタリング体制については、自動監測システムの適否を含めて検討する。

e) 生態系保全。生態系に配慮した多自然型河川工法や魚道等を検討するほか、都市の



水環境改善の観点も含めたビオトープ(Bio-loop)による親水公園等についても検討する。

f) その他。舟運については水位や流量の目標設定の際に考慮する。岷江流域に多数設けられている小規模水力発電所についても、水位や流量の変動が与える影響については考慮するが、発電所自体を調査の対象にはしない。ごみ処理や地滑り対策については今回の調査の対象とはしない。

4. 本調査では、調査項目が広範囲にまたがり、かつ将来事業化につながるような計画を策定することが必要とされていることから、関係機関である河川管理部門、都市計画部門、上下水道部門、工場管理部門等との密接な連携、調整、及び協力が不可欠であることについて双方は同意した。また、四川省における岷江及び成都市の重要性に鑑み、成都市政府機関のみならず四川省政府の関係機関（環境保護局、水利電力庁等）との連携も図られるべきであり、少なくとも調査の節目となる段階（調査開始時、中間報告時、最終報告書案説明時等）には、市政府、省政府の関係機関の代表が集まり調査内容を検討することが必要である旨調査団は要求した。これに対し、中国側は原則的に同意するとともに、省政府関係機関との連絡や資料入手等は四川省環境保護局の協力を得て実施する旨説明した。

5. 本調査における資料、データについてはできるかぎり既存の資料、データを活用してほしい旨中国側から要望があり、調査団は基本的に同意した。

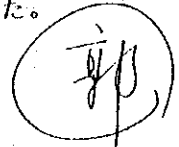
6. 実施細則「3. 調査の内容」の「第二段階」の「6）環境影響評価」に関しての日程双方の業務分担及び経費負担については、別途協議することで双方合意した。

7. 実施細則「6. 中国側がとるべき措置」の「3）現地調査実施に必要な作業所」に関して、本格調査団のオフィスについては、環保大樓内に設置する予定である旨中国側より説明があり、調査団は同意した。

8. 実施細則「6. 中国側がとるべき措置」の「12）日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担」に関して、中国側は機材はできるかぎり成都空港までの空送または同時携行してほしい旨要望した。

9. 調査団は、調査対象項目に鑑み、C/Pは環境保護局だけでなく、河川管理担当部門や下水道担当部門からも参加することが必要である旨要求し、中国側は原則的に同意した。

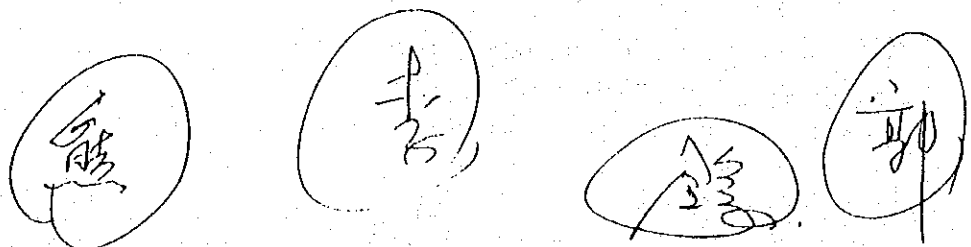
10. 技術移転に関連して、中国側より、1) セミナーの実施、2) 日本への水環境管理視察団の派遣、3) C/Pの本邦研修の要望が出された。これに対し調査団より、1) セミナーの実施は、大規模なものでなければ可能である、2) 視察団の受入については対応困難である、3) C/Pの研修は可能だが、人数的には1～2名となる旨説明した。



1 1. 調査用機材については、調査終了後も引き続き活用するために、中国側に譲渡してほしい旨中国側は要望した。

1 2. 岷江成都地区の水環境改善は、成都市住民にとって緊急を要する課題であるので、可能であれば97年6月以前に調査及び報告書の作成を完了してほしい旨中国側は要望し、調査団は検討する旨回答した。

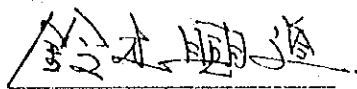
1 3. 中国側は、本調査を通じて選定された優先プロジェクトについて、日本政府からの資金協力を得て実施したい旨表明した。これに対し、調査団は、本格調査の過程において中国側の希望に配慮して調査を実施する旨回答した。



この議事録は、次の4者の署名により、確認されたものとする。

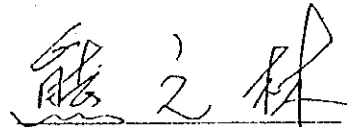
1995年9月22日

日 本 国
国際協力事業団
事前調査団 団長



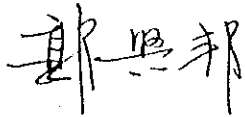
鈴木 興道

中華人民共和国
成都市人民政府
成都市科学技术委员会副主任



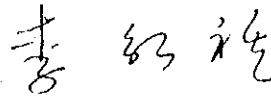
熊 之 林

中華人民共和国
四川省環境保護局局長



郭 興 邦

中華人民共和国
成都市人民政府
成都市環境保護局局長



李 永 祺

別紙

中華人民共和國岷江成都地区水環境綜合管理計畫事前調査日本側協議参加者名簿

事前調査団

鈴木 興道	総括／河川管理	建設省東北地方建設局河川調整課長
藤谷 浩至	調査企画	国際協力事業団社会開発調査部 社会開発調査第2課
佐藤 二郎	水質保全制度・ モニタリング	新潟県環境保健部公害対策課副参事
高橋 賢治	下水・排水処理計画	日本下水道事業団東京支社計画設計課長
楠 敏明	工場廃水処理・ 水質分析	復建調査設計（株）国際事業部課長
柴原 啓一	水理・水文・ 環境配慮	中央開発（株）海外事業部土木課長
馬場 節子	通訳	（財）日本国際協力センター

<<岷江成都段水环境综合整治总体规划>>

项目中方会谈人员名单

李永祺	成都市环境保护局局长
熊之林	成都市科委副主任
曾 军	成都市环境保护局副局长
顾重汉	成都市计委国土处副处长
曾祥兴	成都市科委社会发展处副处长
张国远	成都市环境保护局高级工程师
张家荣	四川省环保局高级工程师
郑华鑫	四川省水电厅副处长、高级工程师
车亚非	成都市环保科研所所长
杨治敏	成都市环保科研所副所长
周来东	成都市环保科研所工程师
杨 芸	成都市环保科研所工程师

中华人民共和国

岷江成都段区水环境综合整治总体规划调查

实施细则

中华人民共和国
成都市人民政府

日本国
国际协力事业团

此实施细则,由下述两个机构达成协议:

中华人民共和国
日 本 国

成都市人民政府
国际协力事业团

此实施细则由下述三人签署确认:

中华人民共和国
成都市人民政府
科学技术委员会主任
环境保护局局长

籃之林
李紹龍

日 本 国
国际协力事业团
事前调查团长

金 田 道

日本国政府根据中华人民共和国政府的建议，决定对岷江成都段水环境综合整治总体规划进行调查，并于1995年9月22日与中华人民共和国政府就实施岷江成都段水环境综合整治总体规划调查交换了照会。

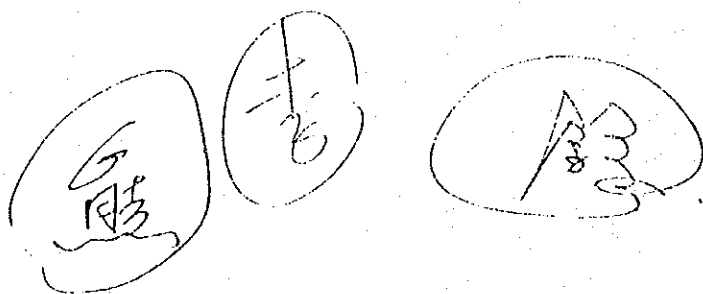
日本国国际协力事业团为日本国政府进行技术合作的执行机构，将按照日本国现行法律和规章进行本调查。

成都市人民政府为中华人民共和国政府进行的执行机构，将按照中华人民共和国现行法律和规章负责中华人民共和国有关部门间的协调工作，成都市环境保护局为中国方面实施机构与国际协力事业团所派遣的调查团合作，以顺利实施本调查。

根据1995年9月22日日本国政府致中华人民共和国的照会中第5条及中华人民共和国政府复照确认，日本国国际协力事业团和中华人民共和国成都市人民政府就本项合作的内容、范围、调查日程以及两国政府为推进本项合作应采取的措施等详细问题，制定了本实施细则

1. 合作内容和范围

(1) 日本方面与中国方面合作，以岷江成都段为对象，以2010年为目标年，为改善岷江成都段水环境拟定综合整治总体规划，以便岷江恢复河川的功能，并从其综合整治总体规划中选定优先项目。

Three handwritten signatures are present, each enclosed in a hand-drawn circle. The first signature on the left is written in cursive and appears to be '李' (Li). The middle signature is also in cursive and appears to be '李' (Li). The signature on the right is written in a more formal, blocky style and appears to be '李' (Li).

(2) 日本方面与中国方面合作，对在上述(1)中选定的优先项目进行可行性研究。

(3) 在进行调查期间，日本方面将通过现场调查向中国方面参加调查的专业人员无偿转让技术。

2. 调查对象地区

调查地区为岷江成都段

3. 调查内容

调查由两个阶段组成

第一阶段：拟定综合整治总体规划和选定优先项目

(1) 收集和分析现有资料

a) 自然状况(气象、地理、水文等)

b) 社会、经济现状及动向(人口动态、分布、产业结构，工业生产等)

c) 对象地区的土地利用现状

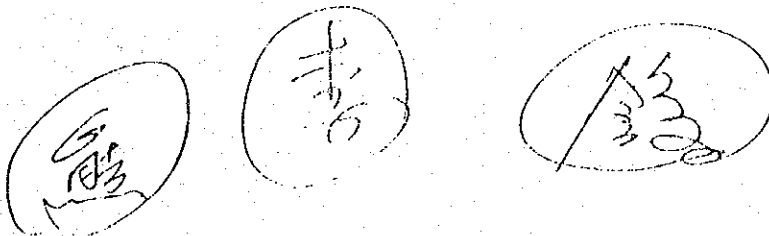
d) 有关河川、环境法规

e) 有关河川管理、环境保护机构概要

(2) 掌握正在计划或实施项目有关情况

a) 有关河川管理、环境保护中央和地方政府的政策、方针、计划

b) 对象地区城市规划、农业开发规划、工业开发规划的有关情况



况

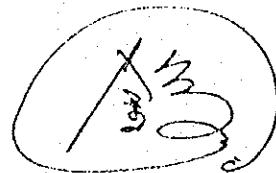
- c) 对象地区上、下水道等基建配备规划和项目的有关情况
- d) 对象地区及其上游水资源开发、河川整治、流域管理规划和项目的有关情况
- f) 对象地区环境保护规划和项目的有关情况

(3) 掌握对象地区水环境现况提出的问题

- a) 水位、流量、水源涵养林
- b) 水资源利用状况 (水利用船运、渔业等)
- c) 有关治水、利水设施
- d) 水质、主要排污源、污染负荷
- e) 下水、排水处理设施
- f) 监测体制
- g) 生态系

(4) 拟定水环境综合管理规划

- a) 将来水环境预测 (水质、水资源利用、河川流量)
- b) 设定河川功能要求
- c) 设定规划目标
 - a, 水质
 - b, 河川流量、利水规划
 - c, 主要排污源和污染负荷
- d) 研究技术对策
 - a, 改善水质, 减轻污染负荷



- b, 河川流量管理
- e) 研究制度对策
 - a, 建立有关法规
 - b, 建立有关机构体制
- f) 研究水环境监测体制
- g) 评价有关技术和制度对策的候补方案并选定最佳方案
 - a, 从技术上适当性评价
 - b, 从经济上适当性评价
 - c, 从改善环境效果评价
 - d, 从社会接纳性评价
- h) 估算事业费
- i) 按阶段实施计划

(5)、选定优先项目及初步环境调查

第二阶段：对优先项目进行可行性研究

- (1) 收集和分析补充资料及进行补充调查（地形调查、地质调查

测量等）

- (2) 设施的初步设计、施工计划及管理计划

- (3) 机构、人员体制、有关法规和监测体制建立计划





(4) 估算事业费及财务计划

(5) 项目实施、运营体制

(6) 环境影响评价

(7) 项目评价

a) 从改善环境效果评价

b) 财务评价

c) 经济评价

d) 社会评价

(8) 项目实施计划

4. 调查时间和程序

调查时间和程序如附表1所示

5. 报告书

国际协力事业团向成都市人民政府提出下述报告书(用日文编写)

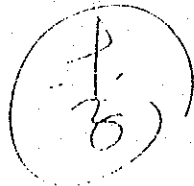
(1) 开始报告书(30份)

内容为实施调查计划和实施程序,于开始调查后一个月以内提出。

(2) 现场报告书(1)(30份)

内容为第一次现场调查结果,于结束第一次现场调查时提出。

(3) 中间报告书(30份)



于开始第二次现场调查时提出。

(4) 现场报告书 (2) (30份)

内容为第二次调查结果, 于结束第二次现场调查时提出。

(5) 最终报告书 (草案)

于结束第二次现场调查后 5 个月以内提出。

(6) 最终报告书 (50份)

于接到时最终报告书 (草案) 的意见后 45 天内提出。

6. 中方应采取的措施

为使现场调查顺利进行, 中方将根据中华人民共和国现行法律和规章, 采取以下措施:

(1) 配备中方专业人员、行政人员和作业人员等并负担与上述人员有关的全部经费。

(2) 在进行现场调查时, 根据附表-2《关于现场调查的业务分担》进行中方要分担的业务, 并负担与上述业务有关的经费。

(3) 在进行现场调查时, 无偿提供必要的工作场所以及桌、椅等物品。安排调查团成员的宿舍 (如在调查现场, 难以用通常租赁方法解决宿舍时, 则由中方无偿提供宿舍)。

(4) 无偿配备进行现场调查所需的翻译人员。

(5) 为进行现场调查, 联系飞机、火车、车辆及船舶等交通工具 (如用通常租赁方法难以解决车辆和船舶等时, 则由中方无偿提供



交通工具和司机)。

(6) 为进行现场调查, 提供在中国国内通话的电话设备并负担其相应的经费。

(7) 办理进行现场调查所需的许可手续。

(8) 提供调查所需的信息和资料。

(9) 允许日方人员将调查所需的资料送回日本。

(10) 负责为现场调查期间生病或受伤的调查团成员安排医院进行治疗。

(11) 保障调查团员在现场调查期间的安全。

(12) 负担从日本带进中国的资料和器材在中国国内的运费。

(13) 办理从日本带进中国的资料和器材的入关和再出关的手续

(14) 负担其他轻微的资料和器材等部分经费

7. 日方应采取的措施

日本方面在调查期间采取以下措施:

(1) 负担日方调查团成员的技术经费、国际旅费、现场调查期间的食宿费、中国国内旅费及医疗费、国际通讯费等各项经费(上述第5条第(3)、(5)款中规定由中方负担的部分除外)。

(2) 在进行现场调查时, 根据附表-2《关于现场调查的业务分担》进行日方负担的业务, 并负担与上述业务有关的经费。



(3) 负担从日本带进中国的资料和器材从日本至中国港口之间的往返运费。

(4) 编写上述第5条规定的报告书

有关本实施细则中未规定的事项，应由双方在进行调查期间另行商定。

A handwritten signature in black ink, enclosed within a hand-drawn circle. The signature is stylized and appears to be a name.A handwritten signature in black ink, enclosed within a hand-drawn circle. The signature is stylized and appears to be a name.A handwritten signature in black ink, enclosed within a hand-drawn circle. The signature is stylized and appears to be a name.

附表1 调查工程 (暂定案)

月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
现场作业																							
							3.5个月								3个月								半月
室内作业																							
																							半月
报告书																							
				</																			

附表 2

现场调查业务的分担

作业项目	日本方	中国方
1. 现有资料的收集、分析	① 列出需要的资料和信息 ② 对收集到的资料和信息进行整理和分析	提供资料和信息
2. 地图、土地利用图、水位、流量观测等	① 列出需要的地图和土地利用图	① 现有地形图，土地利用图的提供 ② 提供河川和水位，流量观测数据
3. 有关岷江流域水质的调查	① 通过与中方协商确定调查的范围和方法，并制定调查的实施计划 ② 进行有关技术调查的建议及数据解析	① 提供现有数据，并实施补充调查
4. 关于污染排出源污染负荷的调查	① 通过与中方协商确定调查的范围、调查方法，并制定调查的实施计划 ② 关于调查进行技术上的建议和数据分析	① 提供现有数据，并实施补充调查
5. 有关生态系的调查	① 通过与中方协商确定调查的范围、调查方法，并制定调查实施计划	① 提供现有数据，并实施补充调查





中华人民共和国

岷江成都段水环境综合整治总体规划调查

会谈纪要

中 华 人 民 共 和 国
成 都 市 人 民 政 府

日 本 国
国 际 协 力 事 业 团

应中华人民共和国成都市人民政府的邀请,国际协力事业团于1995年9月12日至9月25日派遣以铃木兴道为团长的岷江成都段水环境综合整治总体规划调查,事前调查团到中华人民共和国(有关水利、水文、环境团员,有关工厂废水处理,水质分析团员和翻译至9月29日)。调查团考察了调查对象地区,并就该调查实施细则与中华人民共和国有关机构代表进行了友好诚挚的一系列协商。

在协商中,双方讨论的主要内容如下,参加协商人员名单见附件。

1. 双方一致认为,根据这次签署实施细则的岷江段水环境综合整治总体规划调查的实施,从长远来看,可望为改善成都市水环境做出贡献,该调查符合中方要求。

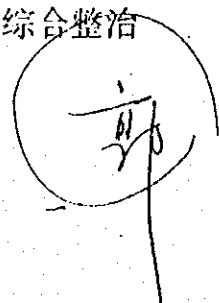
2. 双方确认,中文所叙总体规划包含综合性规划和可行性研究两个方面。

3. 关于正式调查中可预计进行的调查内容,调查团将现阶段调查团的初步设想如以下说明,中方对此内容表示同意。

a) 水量确保。紫坪铺水库规划作为已确定的前提条件,考虑到目标年的灌溉用水、生活用水、工业用水的需求预测。根据其结果,研究水库、堰、地下水利用和水源涵养林的培植。关于水源涵养林,根据从长远观点来看的重要性,仅此项调查内容对成都市行政区域外的岷江上游流域进行调查掌握观况,并研究具有典型性问题地区的造林规划。(对岷江上游水源涵养林的调查范围,方式和经费另行协商)。

b) 有关水利用规则,节水技术本身的研究不作为本规划的对象。

c) 防洪、河流环境整治。对于金马河,研究其必要的河道整治和洪水预警报系统等。对于成都市现在正在实施的“府南河综合整治



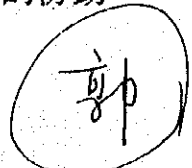
工程规划”不予考虑,但不包括在该规划的河段作为调查对象。

d) 水质污染防治。关于水质污染防治,对工厂排水、生活排水和农业排水进行研究。对于工厂排水,掌握主要排污源、污染负荷量,在处理方法、制度和机构体制各方面研究减少污染的方法。对于生活排水,编制下水道规划。其中三瓦窑污水处理厂扩建工程,因已确定荷兰贷款,作为本调查的前提条件。蚂蝗坝污水处理厂加以研究。对于农业排水,主要以畜产排水作为对象。对于监测体制,包括建设自动监测系统在内,加以研究。

e) 生态环境保护。除了研究关系生态环境的自然型堤坝和鱼道等外,还研究包含改善城市水环境质量的水域建设等。

f) 其他。对于航运,制定水位和流量的目标时加以考虑。对于在岷江流域修建的多处小水电站,考虑水位和流量的变动引起的影响,但小水电站本身不作为调查对象。对于垃圾处理和滑坡整治,不作为这次调查对象。

4. 双方同意因本调查中调查内容涉及到广泛的范围,并且需要拟定能联系到未来实现项目的规划,不可缺少与河流整治部门、城市规划部门、上下水道部门、工业管理部门等有关机构的密切配合、协调和合作。另外,调查团表示,鉴于岷江和成都市在四川省的重要地位,不仅成都市政府机构,还应该与四川省政府有关机构(环境保护局、水利电力厅等)配合,并要至少在调查的关键阶段(开始调查时、中间报告时,说明最终报告书草案时等),需要市政府和省府有关机构的代表,集中起来研究调查内容。对此中方表示原则上同意,并说明与省府有关机构的联系和资料的取得等在四川省环境保护局的协助



之下实现。

5. 对于本调查中需要的资料和数据,中方希望尽量利用现有资料和数据,对此调查团表示基本上同意。

6. 双方同意对于实施细则“3. 调查内容”中“第二阶段”(6) 环境影响评价”有关的中日双方的业务分担和经费,另外协商。

7. 中方说明关于实施细则“6. 中方应采取的措施”中“(3) 在现场调查时提供必要的工作场所”,正式调查团的办公室将设在环保大楼里,对此,调查团表示同意。

8. 中方希望关于实施细则“6. 中方应采取的措施中”(12) 负担从日本带进中国的资料和器材在中国国内的运费”,尽量通过航空运输或由日方人员随身带进。

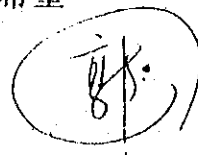
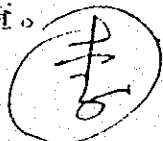
9. 调查团根据调查对象事项,要求中方对口专业人员不仅环保局,还由河流整治部门和下水道部门也需要参加,中方对此表示原则上同意。

10. 有关技术转让,中方要求:(1) 实施研讨会。(2) 日方接受中方派遣的水环境整治考察团。(3) 日方接受中方对口专业人员到日本去进修。对此调查团说明:(1) 研讨会的实施,如规模不大,是可能的。(2) 接受考察团难以办到。(3) 接受中方对口专业人员进修是可能的,但人数为1—2名。

11. 中方希望调查结束后,调查器材留在中方使用。

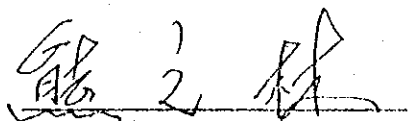
12. 鉴于改善岷江环境质量是非常迫切的,中方希望1997年6月底前完成全部调查和总体规划工作,日方同意考虑。

13. 中方说明,对于在本调查中所选定的优先项目,希望取得日本政府援助加以实施,对此,调查团回答,在调查过程中考虑中方的希望进行调查。



此会谈纪要由下述四人签署确认：

中华人民共和国
成都市人民政府
成都市科学技术委员会



日 本 国
国际协力事业团
事前调查团团长

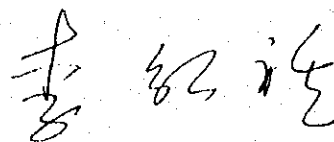


铃木 兴道

中华人民共和国
四川省环境保护局




中华人民共和国
成都市人民政府
成都市环境保护局局长



李 永 祺

一九九五年九月二十二日

面会者リスト

姜 小平	国家科学技術委員会国際合作司日本処
郭 興邦	四川省環境保護局局長
唐 倫	“ “ 副局長
張 家榮	“ “ 副処長、高級工程師
謝 成榮	“ 水利電力庁副庁長
慕 奇海	“ “ 外資導入プロジェクト弁公室主任
鄭 華 _鑫	“ “ 副処長、高級工程師
胡 長江	“ 都江堰管理局弁公室主任
楊 春和	“ 水利水電勘測設計研究院副院長
陳 人中	“ “ 高級工程師
趙 文華	“ 地質鉱産局成都水文地質隊総工程師
王 告函	“ “ “
劉 雲從	“ “ 副総工程師
梁 雲甫	“ “ “
黄 貴賢	“ “ “
狄 廷国	成都市副市長
李 華喜	“ 副秘書長
熊 之林	“ 科学技術委員会副主任
曾 邦興	“ “ 社会発展処副処長
楊 華安	“ 計画委員会副主任
顧 重漢	“ “ 国土処副処長
李 永祺	“ 環境保護局局長
曾 軍	“ “ 副局長
張 国運	“ “ 高級工程師
車 亜非	“ 環境保護研究所所長
楊 治敏	“ “ 副所長
楊 芸	“ “ 工程師
戴 世如	“ “ 助理会計師
李 樹勤	“ 環境監理所所長
李 長明	“ 環境教育センター
文 家成	“ 環境モニタリングセンターステーション所長

李 定美	成都市環境モニタリングセンターステーション副所長
王 徳新	“ “ 総合技術室工程師
曾 広枝	“ “ 大気室主任工程師
杜 芝平	“ 水利電力局副処長
馮 春林	“ 交通局航路管理処副処長
馬 林毅	“ 洪水防止指揮部弁公室副主任
汪 明忠	“ “ “
艾 毓輝	“ 府南河総合整備工事指揮部副指揮長、都市建設管理委員会委員
何 良明	“ “ 弁公室副主任、都市建設管理委員会都市建設管理処副処長
朱 政民	“ 外事弁公室副処長
王 倫義	“ 経済技術開発区管理委員会副主任
唐 成斌	“ “ “
陳 士錚	“ “ “
張 書祥	“ “ 弁公室副主任
童 家智	“ “ 招商局副局長
馬 曉東	“ “ “
吳 宏毅	“ 龍泉驛区環境保護局局長
王 化康	“ 規劃設計研究院副総工程師
游 玉梅	“ “ “
陳 祖銀	“ 汚水処理場場長
楊 蘭樞	“ “ 総工程師
周 次庸	“ “ 高級工程師
謝 年成	“ 旧獅子山汚水処理場管理人
易 仁年	“ 桂溪屎尿処理場場長
周 玉昌	都江堰市環境保護局局長
李 維林	成都市製紙公司パルプ工場工場長
田 子錦	“ “ 工場長助理、会計師
李 素華	“ “ 環境保護工程師
張 捷	“ “ 総合弁江室副主任
許 文陽	“ “ 発展部マネジャー
晏 懷通	都江堰製紙工場工場長
李 孝忠	“ “ 総工程師
張 世瀾	青城製紙工場副工場長

段 光容	青城製紙工場安全処処長
周 昌明	“ 第8作業場主任
宋 懷志	都江堰市千家灣發電所所長
張 雪松	“ 生産技術科長
熊 達成	四川聯合大学水利工程系教授
高 榮松	“ “ “
侯 宇光	“ “ “
劉 中正	“ 環境科学工程系教授
楊 靖霞	“ “ “、環境保護科学技術研究所所長
曾 抗美	“ “ 講師
王 傑生	中国科学院リモートセンサー衛星地上ステーション副所長
寇 連群	“ 運行管理処処長
俞 躍龍	東方科学計器輸出入公司国外小型計器北京委託販売部

伊藤 宗太郎	在中華人民共和國大使館一等書記官
石原 康弘	“ 二等書記官
熊岸 健治	JICA中国事務所所長
藤田 廣巳	“ 次長
渡辺 雅人	“ 所員
北野 尚弘	日本海外經濟協力基金駐北京弁事処常駐代表
坂本 威午	“ “
伊藤 一男	JICA中国水汚染・廃水資源化研究センターチーフアドバイザー
宮田 義昭	“ 長期専門家
館 和彦	“ “
大澤 理恵	“ 業務調整員

主要収集資料リスト

中国統計年鑑 1995 (中・英)
四川省統計年鑑 1994 (中)
成都大事典 (中)
成都市環境保護規定集 上・下 (中)
中国環境法律事典 (中)
府南河総合整備と都市の発展 (論文集) (中・一部和訳)
都江堰建設 2250周年記念国際シンポジウム (論文集) (中)
四川省地図、成都市都市図
その他中国側作成による岷江水環境関係説明資料 (いずれも和訳済)

成都における地下水状況概要
紫坪鋪と成都
成都市概況
岷江成都地区地表水水文状況概況
成都市地表水環境モニタリング概況
成都の水資源
成都市都市給水基本計画
岷江成都地区汚染源概況
府河の開発とその展望

なお、今回現地で収集したものではないが、参考資料として有効と思われるものに以下のものがある。

四川省地質地図帳 (中・一部和訳)
岷江流域成都地区の総合治水要綱 (中・和訳)
(1988年6月 成都市環境保護委員会)
四川省環境保護条例 (和訳)
中国成都市地表水汚染の現状及び対策の研究 (中・和訳)
(慶応大学中国環境研究会による共同研究報告)
成都市における水質汚濁の現状と課題 (和)
(「公害と対策」1991 Vol.27 No.3 掲載のレポート)
中国環境研究 (和)
(勁草書房発行の書籍)

中華人民共和国河川管理条例の発布

稲田修一*

【1】はじめに

中国の河川・水資源行政の原則を規定した法律として《中華人民共和国水法》が88年1月22日発布（施行は7月1日）されたのを受け、これを補完する規定として《中華人民共和国河川管理条例》（条例は日本の「政令」に相当、以下、条例と略）が同年6月に國務院より発布された。本条例は中国で最初の河川管理に関する規定である。ここに同条例の和訳（案）を紹介するとともに条例制定の背景、日本の河川法（以下、河川法と略）との違い等につき簡単に述べることにしたい。もとより筆者の未熟な中国語と法律知識の浅さ故間違いが多いものと思われるところ大いに批判訂正等をしていただければ幸いに存じます。

【2】条例制定の背景

(1) 河川管理の重要性に対する認識の高まり

中国は河川の多い国であり、流域面積が1,000万km²以上の河川が5,800河川以上存在し、総延長は742万kmにも及ぶ。現在、洪水の危険のある箇所は100万km²であり、その中に5億人の人間が住み、5億人（約3340万ha）の農地が存在して中国の農・工業生産額の70%を占めている。このような現状から、政府も治水が重要な課題と認識しつつある。地方、河川の持つ、排水灌漑、航行、発電、水供給、水産、観光等の機能を十分に生かし、現在進めている国民経済建設に資するためには河川をもっと総合的に管理・利用することが必要とも考えられてきている。（その一つの現われとして、インフレ抑制のため今後2年間は20%以

上削減するとされている基本建設投資において、水利・農業関係は例外にすべきだとの意見が最近、新聞等に出てきている。）

(2) 河川法規未整備による弊害の発生

現在まで中国には河川管理に関する全国的な法規がなく、地方ごとに管理を実施してきたが、ここ10年来の現代化建設による都市の発展、人口の増大に伴い、河川とその他の土地との境界争い、計画の不整合等が顕著になるとともに河川内への障害物の放置、奨励、堰等の水利施設の人為的破壊がひどくなり、多くの河川で流下能力の低下、河川管理の不備が明らかになってきた。（余談その1 中国では公共財に対する意識が日本よりはるかに低く、河川施設だけでなく、鉄道の線路・枕木、電柱、測量の三角点、水準点の窃盗など日本ではまず考えられない事件が頻発しており、新聞に多く報じられている。）

* いなだしゅういち・在中国日本国大使館二等書記官

(3) 治水関係予算の削減への危機感

治水が重要との認識にも関わらず、他の分野への投資のため治水関係予算は年々圧縮されてきており、そのため施設の更新政策等が遅れ、河川の本来的機能十分に発揮されていない。(余談その2 中国の会計年度は1月からであるが、毎年の国家予算は各部が財政部に予算費を提出するのみで、後は財政部が自由に決めるシステムになっている。日本のように各省庁が予算獲得を競うような事は全くない。日本の大蔵省は事業そのものをチェックするが、中国ではプロジェクトは国家計画委員会が決定するため、財政部は各部への大まかな配分を行っているのみ)

【3】 条例の主な内容

(1) 条例の構成

条例は総則、河川の整備と建設、河川の保護、河川の障害物の除去、経費、罰則、付則の7章51条から成っている。

(2) 河川管理体制

河川を一つの流域体と考え、水系としての統一性に着目して管理をすべきとの認識から、行政区画による分割管理から水利行政機関による統一管理とした(第4、5条)。しかしながら、中国は他の中央機関もそうであるように、水利部は地方出先機関を余り有しておらず、実際の管理は人員的にも予算的にも地方機関による管理に傾らざるを得ず、7大河川のみ水利部直轄の河川流域機関(長江水利委員会等)により管理する体制になっている。地方機関についても日本のように都道府県(一部は市町村)レベルで管理するのではなく、省(自治区、直轄市)から市、県、郡、郷、鎮レベルの末端の人民政府まで、それぞれの範囲で管理させる層型の方法を採用しており、また洪水時の水害防止活動、障害物除去は地方人民政府の首長の責任としており(第7条)、(一般河川の)河川管理は建設大臣が行うと規定した河川法に比べ、一元性に弱いのではないと思われる。この点についてはさらに(4)「管理費用」で後述する。

(3) 河川の保護

条例では河川管理範囲と堤防安全保護区(河川法の河川区域、河川保全区域に相当)を設定し(第20、26条)、そのなかでの堤防等の河川施設的人為的破壊、河川水の汚染等に焦点を当てて河川法の規定よりかなり具体的な規定をしている(第22、23、24、25、26、27、34、35条)。これは現状の人為的破壊がひどいこと、河川の整備が予算等の制約でなかなか進まないこともあり、洪水防止上最も効果が高い対策は障害物の除去であると考えているためであり、特に車を股けて除去の範囲、洪水時の緊急処置も規定している。(第36、37条)

(4) 管理費用

前述の通り、河川関係予算が過去年々削減されたこともあって、堤防等の施設の維持管理経費も十分でない状態である(水利部関係者によれば管理維持費として約12億元必要にも関わらず、国家が調達可能な額は5億元程度に過ぎず、特に地方の中小河川の維持費の不足は大きく、多くが老朽化あるいは欠陥のままになっている)。このような現状に鑑み、条例は施設の維持費、大規模な政策資金の調達方法として、①(多分に努力規定と思われるが)中央、地方の予算の一定割合は河川関係予算に充当すべきと規定、②従来より行われてきた“受益者負担原則”に基づく受益者からの管理費の徴収を明確にした。③徴収した管理費用の用途の特定化、④上記を補充するものとしての洪水時の工事に対する付近住民の労働の義務化等を規定している(第38~43条)。しかしながら、河川法のように中央と地方の管理費用に関する負担原則を特に規定しておらず、財政的な裏付けに乏しく、一元的な管理の実効性については問題なしとしない。

(5) 河川の使用

水系管理の原則に基づく流水の占用に関する諸規定が河川法の一つのポイントであるが、条例については規定がなく、土地の占用に関しては細かく規定されているのに対して対照的である。著者

の不効強故、理由は必ずしも明らかでないが、水法において取水許可制度は直接地下水、有河川から取水するものだけに限定すること、個々の占用者間の調整は基本的には当事者が行うことと規定していることから推定すれば、一つには水利需要が河川流量に比し現在までのところそれほど多くなく、河川主管機関が総合調整を必要とする段階になっていないためと考えられる。

(6) 罰 則

(2) (2)で述べた通り、河川公共用に対する人為的な破壊がひどくなる現状を踏まえ、罰則規定を設け、厳格に取り締まることとしている。

〔4〕 最 後 に

中国と日本では河川に対する考え方も異なり、筆者も両者の違いを理解しているものではないから、専門用語についても確かな理解に違い所も多かったのが実情である。例えば第2条にある行洪区、蓄洪区、滞洪区は水利部関係者の説明によれば、それぞれ、洪水時に一時的に洪水が流下する所、洪水を貯める所、遊水地みたいな所であったが、下手に日本語訳をしては誤解を生ずると考えそのまま訳した。訳は大変拙く恥ずかしい限りであるが、なんらかの参考にでもなれば望外の幸せである。なお、水法、条例につき疑問、不明点等あれば筆者に連絡していただければ水利部に照会したいと考えております。

◇ 中華人民共和國河川管理条例(和訳案) ◇

第1章 総 則

第1条 河川管理を強化し、洪水防止の安全を保障し、河川、湖泊の総合的効用を発揮させるため《中華人民共和國水法》に基づき、本条例を制定する。

第2条 本条例は中華人民共和國領域内の河川(湖泊、人工水路、行洪区、蓄洪区、滞洪区を含む。)に適用する。

第3条 河川、湖泊の水資源の開発利用及び水害防止にあたって全面的に計画、統一的に考慮、総合的に利用し、効用を追求し、洪水防止のための全体計画に従い、各事業の発展を促進しなければならない。

第4条 國務院水利行政主管部门は全国の河川主管機関である。各省、自治区、直轄市水利行政主管部门は当該行政区域の河川主管機関である。

第5条 國家は水系統一管理と分級管理の組み合わせ原則に基づき、河川管理を実施する。長江、黄河、淮河、海河、珠江、松花江、遼河等の大河川の主要部、複数の省、自治区、直轄市に存する重要部、省、自治区、直轄市間の境界河川及び国境河川は國家が権限を与えた河川流域管理機関が管理を行うか、もしくは上記河川に存する省、自治区、直轄市の河川主管機関が流域統一計画に基づき、管理を行う。

第6条 河川は等級区分する。河川等級の基準は國務院水利行政主管部门が制定する。

第7条 洪水期の水害防止活動及び障害物除去活動は地方人民政府の首長が責任を負う。

第8条 各級人民政府の河川主管機関及び河川管理員は

國家の法律規定に基づき河川管理を強化し、水供給計画及び洪水防止の指示を命令し、水利施設と人民の生命財産の安全を維持しなければならない。

第9条 すべての単位及び個人は河川堤防の安全を保護し、水害防止活動に参加する義務を負う。

第2章 河川の整備と建設

第10条 河川の整備と建設は流域の総合計画に従い、國家が規定する洪水防止基準、通航基準に合致したものとし、堤防の安全の維持、流動の安定、円滑な洪水の流下、通航を確保しなければならない。

第11条 水利の開発、水害防止、河川整備に係る各種工事、河川を横断、伏越し、堤防を掘削するか又は河川に面する橋梁、港灣、道路、渡し場、管渠、ケーブル等の建築物及び施設の建設にあたって建設単位は河川管理機関に基づき工事建設案を河川主管機関に報告し、審査同意の後、基本建設手続きに従い、審査批准手続きを取らなければならない。建設項目が批准の後建設単位は河川主管機関に報告し、工事しなければならない。

第12条 橋梁、港灣及びその他の施設の建設は國家が規定する洪水防止基準で確定する河幅に基づいて行われなければならない。河幅を狭めてはならない。橋梁及び棧橋の架の高さは設計洪水位より高くするとともに洪水防止及び舟運の要求に基づき、ある一定の高さを上回ったものにはしなければならない。設計洪水位は河川主管機関が洪水防止計画に基づき確定する。河川を横断

する管渠、線路の設置高は洪水防止及び舟運の要求に合致したものでなければならない。

第13条 交通部門が航路を整備するにあたっては洪水防止の安全の要求に合致したものとするとともに予め河川主管機関に關係の設計・計画について意見を求めなければならない。水利部門が河川整備を行い、航路に及ぶ場合には舟運の要求を統一的に考慮するとともに予め交通部門に關係の設計・計画について意見を求めなければならない。国家が規定で竹木の流送を認めている河川及び重要な魚業区域において、河川航路整備を行うにあたって、建設単位は竹木の流送及び漁業発展の要求も統一的に考慮するとともに、予め關係の設計・計画を同級の林業、漁業主管部門に提出して意見を求めなければならない。

第14条 堤防上に設置された簡渠、水門、機場及び埋設された管渠、ケーブル等の建築物及び施設は河川主管機関が定期検査を実施し、安全の要求に合致しないものについては期限を付けて改善させなければならない。前項の建築物及び施設を新しく堤防上に設置する場合には河川主管機関の検査に合格した後でなければ使用してはならないとともに、河川主管機関の安全管理に従わなければならない。

第15条 堤頂あるいは堤防の一部を利用して道路を兼用する場合は上級河川主管機関の批准を受けなければならない。堤体及び堤頂の道路の管理及び維持方法は河川主管機関が交通部門と協議の上制定する。

第16条 都市農村の建設及び発展において河川敷を占用してはならない。都市農村計画における河川との境界は河川主管機関と都市農村計画等関係部門との合同により決定する。河川沿川の都市農村が都市農村計画を制定審査する場合は予め河川主管機関の意見を求めなければならない。

第17条 河岸の利用と建設は河川整備計画及び航路整備計画に従わなければならない。計画部門は河岸を利用した建設項目を審査する場合は予め河川主管機関の意見を求めなければならない。河川と河岸の境界は河川主管機関が交通等関係機関との合同により县级以上の地方人民政府に報告して制定する。

第18条 河川の浚渫、堤防の強化のための土砂の採取及び洪水防止計画に基づき行う河川整備に必要な土地の占用については当地人民政府が調整して解決に当たるものとする。ダムの建設、河川整備により増加した利用可能地は國家が所有するものとし、县级以上の人民政府が移転者の移動場所、河川整備工事のために用いることができる。

第19条 河川を境界とする省、自治区、直辖市にあっては河川の兩岸外側各10km以内を、省、自治区、直辖市を跨ぐ河川で各方面との協議を了していないか又は水利行政部門の批准を受けていない場合には一方的に排水、放水、引水、営水工事及び河川築構工事を行うことを禁ずる。

第3章 河川の保護

第20条 有堤部の河川にあってはその管理範囲は兩岸の堤防に囲まれた水域、砂洲、高水敷（可耕地を含む）行洪区、堤防及び護堤地とする。無堤部の河川にあっては既往最高水位又は設計洪水位に基づき決定するものとする。具体の河川管理範囲は县级以上の人民政府が決定する責任を負う。

第21条 河川管理範囲内における水域及び土地の利用は洪水の流下、舟運の要求に合致したものでなければならないとともに高水敷の利用は河川主管機関と土地管理関係機関が計画を制定し、县级以上の地方人民政府に報告して批准の後実施するものとする。

第22条 堤防、護川、水門、ダム等の水利施設、洪水防止施設、水文観測及び測流施設、河岸地質観測施設及び通信照明等施設は破損してはならない。洪水防止救助期間にあっては関係者及び関係車両以外は堤防上上がってはならない。降雨、降雪等、堤防上がぬかるみになる期間にあっては車両の通行を禁ずる。ただし、洪水防止救助関係の車両は除く。

第23条 管理人以外のものが河川内の船渠、水門、閘門の操作を行うことを禁ずるとともに、いかなる組織及び個人も管理単位の正常な活動を妨害することを禁ずる。

第24条 河川管理範囲内において開墾、流水を阻害する用水路、道路の建設、茎の高い作物、アシ、カラヤナギ、オギンバ及び樹木（堤防防護林を除く）の栽植、河川をせき止める漁具の設置、飲さい、石くず、石灰ガラ、ドロ、ゴミ等の放棄を禁ずる。堤防、護堤地にあっては建物の設置、放牧、開削、鑿泉、穴掘り、埋葬、作物の晒し、原材木の貯蔵、地下資源の採掘、文化財発掘、市場の開設による商業活動を禁ずる。

第25条 河川管理範囲内において以下の活動を行う場合は必ず河川主管機関に報告して批准を受けなければならない。その他の部門が関係する場合は河川主管機関が関係機関との合同により批准する。

- (1)採砂、採土、砂金採取、砂利、泥の放流
- (2)採石、ボーリング、穴掘りによる養魚池の設置
- (3)高水敷内での原材木の貯蔵、建物その他の施設の建

設

(4)高水敷内での地下資源探掘、文化財発掘

第26条 堤防の重要度、堤防の土質条件等に基づいて河川主管機関は県級以上の人民政府への報告、批准を経て河川管理範囲の隣接地域に堤防安全保護区を定めることができる。堤防安全保護区にあっては熱泉、ボーリング、探鉱、穴掘りによる養魚池の設置、採石、採土等の堤防の安全に危害を与える行為を禁ずる。

第27条 閘い堤による湖沼の開閉は禁ずる。既に開閉されたものについては国家の規定する洪水基準に基づき徐々に湖に戻さなくてはならない。湖沼の開閉利用計画は必ず河川主管機関の審査同意を得なければならない。河川内での閘い堤による開閉は禁ずる。閘い堤による開閉が必要な場合は科学的試験を行うとともに省級以上の人民政府の批准を得なければならない。

第28条 高水敷、堤防、河岸の水土保持、水土流出、河道内の堆積防止を強化しなければならない。

第29条 旧河道、旧堤、旧施設は河川主管機関の批准を得ずして埋め立て、占用あるいは破壊してはならない。

第30条 護堤護岸林は河川主管機関が営林、管理するものとし、その他のいかなる単位、個人も侵入、伐採、破壊してはならない。河川管理単位が護堤護岸林の育成、更新のため及び洪水防止のために伐採を行う場合は国家の規定により育林基金への納付を免除される。

第31条 堤防の安全のため航行の速度制限を必要とする箇所において河川主管機関は交通部門との合同により航行の速度制限の標識を設置するものとし、船舶はこの速度を超えてはならない。洪水期にあっては船舶の航行及び停止は必ず洪水防止指揮部の規定を遵守しなければならない。

第32条 山間部の河川で山津波、出湖、土石流等の自然災害が発生する箇所において河川主管機関は地質、交通等の部門との合同により観測を強化しなければならない。上記箇所では山を切り崩し、採石、採砂、開採等山地山の安定に危害を与える行為を行うことを禁ずる。

第33条 河川で竹木の流送を行う場合は洪水の流下、航行、水利施設も安全の影響を与えてはならないとともに当地の河川主管機関の安全管理に従わなければならない。洪水期にあっては河川主管機関は河川内の竹木及びその他の漂流物に対して緊急措置を講ずる権限を有する。

第34条 河川、湖沼に汚水を排出する排出口の設置、拡張は排出単位が環境保護部門に書面で報告する前に河

川主管機関の同意を得なければならない。

第35条 河川管理範囲内において河川水を汚染する物体の放置、腐棄、埋め立てを禁ずる。油類、有毒汚染物を貯蔵したことのある車河、容器の河川内での洗浄を禁ずる。

第4章 河川の障害物の除去

第36条 河川管理範囲内の流水の障害物は「障害物の設置者が撤去する」原則に基づき河川主管機関が撤去計画と実施案を提出し、洪水防止指揮部が障害物設置者に対し、規定する期限内に撤去するよう命令する責任を負う。撤去の期限を過ぎたものは洪水防止指揮部が強制撤去するものとし、その費用は障害物設置者が全額負担する。

第37条 流水の流下を大きく阻害する橋梁、パイプライン、港湾及びその他河川を跨ぐ施設に対しては国家の規定する洪水防止基準に基づき河川主管機関は意見を提出し、人民政府への報告批准を受けて施設の元の建設単位に規定する期限内に改造又は撤去させなければならない。洪水期にあって洪水防止の安全に影響のある施設は必ず洪水防止指揮部の緊急処理の決定に従わなければならない。

第5章 経 費

第38条 河川堤防の洪水防止のための定期補修費は分级管理の原則に基づき中央、地方がそれぞれ負担するものとし、各々中央、地方の年度予算の中に組み入れるものとする。

第39条 受益範囲が明確な堤防、護岸、水門、閘い堤、防湖堤、洪水排除施設については河川主管機関は受益を受ける工商企業等の単位、農民から河川施設の維持管理費を徴収することができる。その基準は施設の建設費、維持管理費に基づき確定する。徴収額の具体的基準及び徴収方法は省、自治区、直轄市人民政府が制定する。

第40条 河川管理範囲内での採砂、採土、砂金採取は批准を受けた範囲と作業方法に基づき実施するとともに河川主管機関に対して管理費を納付するものとする。徴収額の具体標準及び徴収方法は國務院水利行政主管部門が國務院財政部門との合同により制定する。

第41条 いかなる単位、個人も堤防、護岸及びその他の施設を破壊あるいは河川を堆積させたものは責任者が修復、波濤するか又は維持費を負担する責任を負う。

第42条 河川主管機関が徴収する各種費用は河川堤防工事の建設、管理維持、施設の更新のために用いられ

る。剰余金は振り出しして使用することができ、いかなる部門もこれを徴収、流用してはならない。

第43条 河川兩岸の都市農村にあっては当地の县级以上の人民政府は河川堤防工事の維持強化のため洪水期に堤防保護区域内の単位、個人に出動させることができる。

第6章 罰 則

第44条 本条例に違反し、以下の一つに該当する場合は县级以上の人民政府河川主管機關はその違法行為を正し、現状回復措置を取らせるとともにあわせて警告、罰金の徴収、不法所得の沒收を行うことができる。責任者に対してはその所属の単位あるいは上级主管機關が行政処分を与え、犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追求する。

- (1)河川管理範圍内において流水の流れを阻害する物体の設置、樹木、茎の高い作物の栽植、堤防、排水を阻害する用水路、道路の建設
- (2)堤防、護堤地内での建物の設置、放牧、開削、鑿泉、穴掘り、埋葬、作物の晒し、原材料の貯蔵、地下資源の採掘、文化財発掘、市場の開設による商業活動
- (3)批准を受けないか又は國家に規定する洪水防止基準によらないで河川修繕あるいは水利施設及びその他の施設の設置
- (4)批准を受けないか又は河川主管機關の規定によらない河川管理範圍での採砂、採土、砂金採取、砂利、泥の設置、爆破、ボーリング、穴掘りによる養魚池の設置
- (5)批准を受けない洪水敷内での原材料の貯蔵、建物その他の施設の建設、地下資源採掘、文化財発掘
- (6)本条例第27条の規定に違反した河川潮溜の開削
- (7)護堤護岸林の伐採
- (8)洪水期の洪水防止指揮部の規定命令に対する違反

第45条 本条例の規定に違反し、以下の一つに該当する場合は县级以上の人民政府河川主管機關はその違法行為を正し、損害賠償、現状回復措置を取らせるとともに警告、罰金の徴収を行うことができる。治安管理処罰を与えることが適当な場合は《中華人民共和國治安管理条例》の規定処罰に基づくものとする。犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追求する。

- (1)堤防、護岸、ダム、洪水防止施設、水文観測及び測流施設、河岸地質観測施設及び通信照明等施設の破壊
- (2)堤防安全保護区内における鑿泉、ボーリング、掘

破、穴掘りによる養魚池の設置、採砂採土等堤防の安全に危害を及ぼす行為

(3)管理人でない者の水門、閘門の操作、河川管理單位の正常な活動の妨害

第46条 当事者が行政処罰の決定に不服な場合は処罰通知を受けた日から15日以内に処罰決定した機關の一级上级の機關に再議を申請でき、再議にも不服な場合は再議決定の日から15日以内に人民法院に起诉することができる。当事者は又、処罰通知を受けた日から15日以内に直接、人民法院に訴えることができる。当事者が期限を過ぎても再議申請及び人民法院への訴えも行わず、処罰を履行しない場合は処罰決定を行った機關は人民法院に強制執行を申請できる。治安管理条例に従わない場合は《中華人民共和國治安管理条例》の規定に基づき処理する。

第47条 本条例の規定に違反し、國家、集團、個人に経済的損害を与えた場合、被害者は县级以上の河川主管機關に処理を請求することができる。被害者は又直接、人民法院に訴えることができる。当事者が河川主管機關の決定に不服な場合は通知を受けた日から15日以内に人民法院に訴えることができる。

第48条 河川主管機關の職員及び河川管理人が職務を濫かにしたり、職権を乱用したり、私益に走った場合はその所属する単位あるいは上级主管機關は行政処分を与えるものとし、公共財産、國家、人民の利益に重大な損害を与えた場合は刑事責任を追求する。

第7章 付 則

第49条 各省、自治区、直辖市人民政府は本条例の規定に基づき当該地区の实际情况を考慮して実施办法を制定することができる。

第50条 本条例は國務院水利行政主管部门が解釋権を有する。

第51条 本条例は発布の日から施行する。



中華人民共和国水法について

孫 峰 根
樞 根 勇

周知のとおり、水は人間の生活と生産活動に欠かせない自然資源であるが、水を必要とする度合は地理的位置と歴史段階により異なる。中国は国土が広く、水も多いといわれるものの、総合的に言えば水資源は豊富ではない。人口平均水所有量は世界人口平均水所有量の1/4しかない上に、その地理的、時間的分布も著しく不均衡である。こういう状況の下で、水利用の合理化と水害の防止をめざし、何十年にもわたる大規模な水利建設を行い、多くの成果をあげてきた。しかし、全面的な現代化が始まっている現在、再び水の問題が深刻になり、危機感を避けることのできない状態にある。全国300以上の大、小都市中、180箇所が水不足、40箇所が深刻な水不足の状態にあり、経済の発展に重大な影響を与えている。また、長江以北の多数の地方では、かんがい水が足りない。このように水不足を感じる一方、雨季になるとまた氾濫と冠水の水害が起きる。長江と黄河を代表とする多数の河川は、毎年氾濫の脅威に直面し、ときには大勢の人を動員して“防汎”をしなければならない。それでも水災を免がれないときも少なくない。華北地方の一部では、過剰揚水のため、地下水位の低下をもたらし、多数の揚水井が枯渇して“乾井”になり、工、農業と生活用水に影響を与えているだけでなく、生態環境の面でも問題を起こしている。有名な済南市の趵突泉の自噴量が著しく減少し、昔から名勝といわれる河南少百泉*のほとんどの自噴泉の湧水が止まり、北京頤和園昆明湖の水源となっていた玉泉の水量減少のため十三陵ダムから水を引き入れなければならなくなったのも、地下水位低下のためであった。現在は回復途中であるが、完全解決に至るには時間がかかる。水利用の不合理現象も挙げられるが、たとえば全国の統計資料によると、現在かんがい水の利用率は30~50%しかなく、都市域内の水の重複利用率はいくつかの都市が60%に達している他は皆もっと低い。その他、近年には水の浪費、河道の不法占有、河道中への障害物の建造、河、湖を囲んで田を造る、汚物を河湖に流し込む、水関係施設を破壊するなどの水争いの刑事紛糾がしばしば起きている。

*注) 泉目で名づけた地名。

上述の現状に鑑み、水資源の合理的開発、利用と保護、水害の有効的な防治*、水

施設の保護と水関係民事紛争の解決などを目的として制定されたのが、本稿で紹介する《中華人民共和國水法》である。この水法は、中国の初めての水関係法律であり、“法を以って國を治める”という國策の組成部分となる。

〔注〕 防止と治めのこと、以下同。

当水法は、社会主義という國家の制度に基づき、水資源は國家所有という原則をその基本としている。集體經濟に属する貯水池、ダムなどは小規模のもので、大部分の水資源は國家に把握され、科学研究、調査評価、計画制定、工事建設から運営管理までを含む全般にわたっての事業は國家が行うことになる。各地情況の総合が容易にでき、必要性と可能性を十分に検討した上で統一的に企画し、その企画の下で建設、管理を行うという特徴があるが、それらをいかにすすめるかが主な課題であり、水法にはまたそのための役割を果たすことも期待される。

当水法は中国の現状を反映する1つの法として重点を管理に置いている。当法は水資源の開発利用から防止治理までを全面的に規定しているが、第四章で用水の管理について専ら規定しているだけでなく、他のほとんどの章内にも管理に関連する条項が多いのもすぐ読み取れることである。近年に表われた上記の不正現象を法的に治めるとの意図が反映されたのである。經濟改革の新たな内容も書かれており、“取水許可”、“有償用水”などがそれである。

ここに、《中華人民共和國水法》を紹介させていただくが、中国の水に関する制度の理解と、科學技術と經濟の面での相互協力に役立てば幸いである。

以下は《中華人民共和國水法》の日本語全訳である。

中華人民共和國水法

(1988年1月21日第6屆全國人民代表大會常務委員會第24回會議通過)

第一章 總則

第一條 水資源の合理的な開発、利用とその保全、水害の防治、水資源総合効果の充分なる發揮を目的とし、國民經濟の發展と人民生活の需要に適應することを図り、本法を制定する。

第二條 本法でいう水資源は、地表水と地下水を指す。中華人民共和國領域内の水資源の開発、利用、保全、管理と水害の防治は、必ず本法に従い守るべきである。

海水の開発、利用、保全、管理については別段の定めをする。

第三條 水資源は國家所有、すなわち全人民所有に属する。

農業集體經濟が所有している小貯水池とダム中の水は集體所有に属する。

國家は、水資源を法に従い開発、利用する部門、個人の合法權利を保護する。

第四條 國家は、水資源を開発、利用し、水害を防治する各種の事業を激励、支持

する。

水資源の開発、利用と水害の防治は、必ず全面的な企画を制定し、統一的な安排を行い、総合利用を企り、効率を講じ、水資源の多種機能を発揮すべきである。

第五条 国家は水資源を保護する。有効的な措置を講じて、自然植生を保護し、草植えと植樹を行い、水資源を涵養し、土砂流失を防治し、生態環境を改善する。

第六条 各部門は污染防治を強め、水質を保護または改善すべきである。各級人民政府は、水污染防治法に従い、水污染防治の監督と管理を強めるべきである。

第七条 国家は計画用水を実行し、用水節約を励行する。

各級人民政府は、用水節約の管理を強めるべきである。各部門は用水節約の先進技術を採用して、水の消費量を減少し、水の重複利用率を高めるべきである。

第八条 水資源の開発、利用、保全、管理と水害の防治、用水節約及びこれらに関連する科学技術の面で、成績が著しい部門と個人には、各級人民政府から、奨励を与える。

第九条 国家は水資源について、統一管理と分級、分部門管理を結合する制度を実行する。

国务院水関係の行政主管部門^{*}は、全国水資源の統一管理の責任を負う。

^{*}注) 主要責任を負う行政管理部門を指す、以下同。

国务院の他の関係部門は、国务院が規定した職務責任の分担に従い、国务院水関係行政主管部門とともに、分担した水資源管理に責任を負う。

県^{**}级以上地方人民政府の水関係行政主管部門と他の関係部門は、同級人民政府が規定した職務分担に従い、分担した水資源管理に責任を負う。

^{**}注) 中国の行政分級は、国务院(中央政府)の下に省をおき、省の下は順次に県、縣、村となるが、市は直轄市を除いては皆省の下、県の上に当り、市の付近の県は市に属するものが多い。

第二章 開発と利用

第十条 水資源の開発と利用は、総合考察と調査評価をした上で行うべきである。

全国水資源の総合科学考察と調査評価は、国务院の水関係行政主管部門が他の関係部門とともに統一的に行うべきである。

第十一条 水資源の開発、利用と水害の防治は、流域または区域ごとに、統一的に企画すべきである。企画は総合企画と専門企画に区分する。

国家が確定した重要河川の流域総合企画は、国务院水関係行政主管部門が他の関係部門、かつ関連する省、自治区、直轄市人民政府とともに編制し、国务院に報告して許可を得るべきである。その他の河川の流域または区域の総合企画は、県级以上地方人民政府水関係行政主管部門が、他の関係部門と関係地区とともに編制し、同級人民政府に報告して許可を得ると同時に、上一級の水関係行政主管部門に報告して登録す

べきである。総合企画は国土企画に調和させ、かつ各地区と各業務の需要に考慮を払うべきである。

洪水防治、冠水の治め、かんがい、航運、都市供水と工業供水、水力発電、木や竹の伐流し、漁業、水質保全、水文測驗^{*}、地下水の基本調査、探査と動態監視などの専門企画は、県級以上人民政府の関係主管部門が編制し、同級人民政府に報告して許可を得るべきである。

^{*}注) 観測と試験を指す、以下同。

許可を得た企画は、水資源の開発、利用と水害防治の基本依拠となる。企画の改訂は、許可した機関の審査許可を得るべきである。

第十二条 いかなる部門、個人も、引水、貯水、排水で、公共利益または他人の合法権利と利益を損害してはならない。

第十三条 水資源の開発と利用は、洪水防御の総体按排に服従し、利益をひきだし害を取り除くよう組合せることを原則として実行するとともに、上下流、左右岸、かつ地区間の利益を考慮し、水資源の総合効果を十分に発揮すべきである。

第十四条 水資源の開発と利用は、まず都市と農村の住民の生活用水を満足させ、農業、工業、航運の需要に考慮を払うべきである。水資源の不足する地区は、都市規模と水消費量の大きい工、農業の発展を制限すべきである。

第十五条 各地区は、それぞれの土地の水土資源の実情に基づき、かんがい、排水と水土保持^{**}事業を發展させ、農業の安定生産と高能率生産を促進すべきである。

^{**}注) 水土損失の反意語で、流失を防ぎ土地を守ることを指す、以下同。

水資源不足の地区は、用水節約のかんがい方式を採用すべきである。

アルカリ化と冠水の被害が容易に発生する地区は、措置を講じ、地下水位を制御または低下させるべきである。

第十六条 国家は水力エネルギー資源の開発と利用を激励する。水力エネルギーの豊富な地区においては、計画的に多目標梯級開発^{***}を行うべきである。

^{***}注) 梯級開発は一つの河川に多数のダムを造ることを指すが、多目標梯級開発とは、単に発電のためだけでなく、洪水防御、かんがい、航運などの利益も同時に企てる梯級開発のことである。

水力発電所の建設は、生態環境を保護すべきであり、同時に洪水防御、供水、かんがい、航運、木や竹の伐流し、漁業の需要に考慮を払わなければならない。

第十七条 国家は水運資源^{****}の開発を保護、激励する。通航若しくは木と竹の伐流しに使われる河川に、永久性ダム、水門を建設する場合、建設部門は船、木が通過できる施設を建設するかまたは国務院が権利を与えた部門の許可を得た上で、他の補救対策を講じ、かつ施工と水を貯える期間の航運と木や竹の伐流しを妥当に按排すべきであり、その費用は建設部門が負担する。

^{****}注) 兩岸を除く地表水上の運輸を水運というが、水運資源とは水運のできる地表水のことである。

通航していない河川または人工水路に水門を建てて、通航が可能になる場合、水門建設部門は、必ず同時に通船施設を建てるかまたは通船施設の子備位置を残すべきであり、それに必要な費用は国家が特に規定している者を除く他は交通部が負担する。

通航に支障のある現有水門については、県級以上の人民政府が建設部門に責任を持たせ、期限を指定して補救対策を取らせるべきである。

第十八条 魚、蝦、蟹が回游する通路に水門を建てて、漁業に重大な影響を与える場合、建設部門は、魚が通る施設を造るかまたは他の補救措置を講ずるべきである。

第十九条 水門、橋梁、波止場とその他の川を遮る、川に跨る、川に臨む建物、かつ川に跨るパイプ、ケーブルは、国家が規定した洪水防治標準、通航標準及びその他の関係技術要求に適合すべきである。

前項に記した工程施設の建造のため、原来の施設を拡張、改築、除去または破損する場合は、新工事の建設部門が拡張、改築費用と損失補償費を負担すべきである。但し原来の工程施設が規則違反であるものは除く。

第二十条 水関係工事または他の工事の建設のため、原来のかんがい用水、供水水源または航路の水量に支障を与える場合、建設部門は補救措置を講じるかまたは補償すべきである。

第二十一条 流域を跨る水関係工事の建設は、必ず全面的な企画と科学論証を行い、出水と入水流域の用水需要に考慮を払い、生態環境への不利影響を防がなければならない。

第二十二条 水関係工事の建設は、必ず国家が規定した基本建設手続を経、他の関係規定に従わなければならない。すべて、他の地区と業務の利益に関連を有する場合、建設部門は必ず事前に関連地区、部門の意見を聞き、かつ規定により上級人民政府または関係部門に報告して審査許可を得るべきである。

第二十三条 国家の水関係工事建設で、住民の移転が必要となる場合、地方人民政府は責任を持って移転者の生活と生産を妥当に安排すべきである。移転者の落ち着きに必要なる経費は、工事建設投資計画に組み入れ、移転者の落ち着きは、建設段階に計画に従い完成すべきである。

第三章 水、水域と水関係工事の保護

第二十四条 河川、湖沼、ダム、水路内に、洪水の通過と航運に阻害のある物を捨入れまたは積置くことと、洪水の通過を阻害する木または背の高い作物を植えることを禁ずる。

航路内に沈んだ船の捨置き、航運に阻害のある漁具の放置、水生生物の植付けを禁ずる。

当該主管部門の許可なしに河床、氾濫原における建物の建設を禁ずる。

洪水の通過、冠水の排出に使われる河川、航路の範囲内での砂石、砂金の採掘は、必ず河川主管部門に報告し許可を得、許可した範囲と作業方式により行わなければならない。航路に関連を有する場合は、河川主管部門は航路主管部門とともに許可すべきである。

第二十五条 地下水の採掘は、必ず水資源を調査評価した上で行い、統一企画を実行し、監督管理を強化すべきである。地下水の過剰採掘箇所においては、必ず厳格に採掘を制御し、措置を講じて地下水資源を保護し、地盤沈下を防止すべきである。

第二十六条 採鉱または地下工事建設のため、地下水位の低下、枯渇または地盤の落ち込みを引き起し、他の部門または個人の生活と生産に損失を与えた場合、採鉱または建設部門は、必ず補救措置を講じるとともに損失を弁償すべきである。

第二十七条 湖内での囲み田造りを禁ずる。河川での囲み開墾を禁ずる。確かに開墾の必要がある場合、必ず科学論証を経た上で、省級人民政府の許可を得なければならない。

第二十八条 国家は水関係工事、堤防、護岸等の施設と雨期洪水予防施設、水文測驗施設、水文地質監測施設、航行誘導または助力施設を保護する。いかなる部門、個人も、占拠、破損してはならない。

第二十九条 国家所有の水関係工事においては、許可された設計に従い、県級以上の人民政府から、国家の規定により、それらの管理と保護の範囲を区画し定める。

集体所有の水関係工事は、省、自治区、直轄市の規定により、保護範囲を区画し定める。

水関係工事の保護範囲内での爆破、さく井、採石、土取り等、水関係工事の安全に危害のある活動を禁ずる。

第四章 用水管理

第三十条 国家及び省、自治区、直轄市の区域を越える広域においての水の長期的需要と供給に関する計画は、國務院水関係行政主管部門が、他の関係部門とともに制定し、國務院計画主管部門の許可を得るべきである。地方の水関係長期的需要と供給に関する計画は、県級以上人民政府水関係主管部門が、他の関係部門とともに、上一級人民政府主管部門が制定した水関係長期的需要と供給に関する計画と当地区の実際情況に従い制定し、同級人民政府計画主管部門の許可を得るべきである。

第三十一条 逕流の貯蓄と調節、水量分配は、上下流と左右岸の用水、航運、木や竹の復流し、漁業と生態環境の保護に考慮を払うべきである。

行政区域を越える範囲においての水員分配方案は、上一級人民政府水関係行政主管部門が、関連する地方人民政府の意見を聞いた上で制定し、同級人民政府に報告して許可を得るべきである。

第三十二条 国家は地下水、河川、湖沼からの直接取水に、取水許可制度を実行する。家庭生活用、畜禽飲用の取水と、他の少量取水は、取水許可の申請を行う必要がない。

取水許可制度実行の手順、範囲と仕方は、国务院が規定する。

第三十三条 取水許可の申請が必要である新築、拡張、改築項目においては、建設部門が設計任務書を送り報告するとき、取水を許可した機関の裏面意見を別添しなければならない。

第三十四条 供水工事から供給する水を使うには、規定により供水部門に水費を払うべきである。

都市内で直接地下から取水する部門には、水資源費を徴収する。その他の地下、河川、湖沼からの直接取水については、省、自治区、直轄市が水資源費の徴収を規定することができる。

水費と水資源費徴収の仕方は、国务院が規定する。

第三十五条 地区間に発生した水関係紛糾は、相互譲歩、団結協力の精神に基づき協議して解決し、協議ができない場合は、上一級人民政府が処理する。水関係紛糾が解決できるまでは、いかなる一方でも、各方の協議達成ができずに、または上一級人民政府の許可を得ずに、国家が規定した境界線両側の一定範囲内に排水、遮水、引水、貯水工事を建設したり、一方的に水の現状を改変してはならない。

第三十六条 部門間、個人間、部門と個人間に発生した水関係紛糾は、協議または調停を通じて解決すべきである。当事者が協議、調停に応じない、または協議、調停できない場合には、県級以上人民政府または他の権限を授けた主管部門に請求して処理すべきであるが、直接人民法院に起訴することもできる。当事者が、当人民政府または権限を授けた主管部門の処理決定に服しない場合、通知を受けた日から起算して、15日以内に人民法院に起訴することができる。

水関係紛糾の解決前、当事者が一方的に水の現状を改変してはならない。

第三十七条 県級以上人民政府または権限を授けた主管部門が水関係紛糾を処理するとき、臨時対策を採用する権利があり、当事者は必ず服従すべきである。

第五章 雨期の氾濫、洪水の防衛

第三十八条 各級人民政府は、指導を強め、措置を講じて、雨期の氾濫と洪水の防衛をしっかりと行うべきである。すべての部門と個人は、皆雨期の氾濫と洪水の防衛に参加する義務がある。

第三十九条 雨期の氾濫と洪水の防衛は、県級以上人民政府雨期氾濫防衛指揮部門が統一的に指揮する。

氾濫情勢が緊急な場合には、氾濫防衛指揮部門が、管轄範囲内の物資、設備と人員

を転換使用する権利があるが、事後すみやかに返却または適当に補償すべきである。

第四十条 県級以上人民政府は、流域の企画と、重点を確保し一般に考慮を払うという原則に基づいて、洪水の防御方案を制定し、洪水防御の標準と措置を確定すべきである。全国の主要河川の洪水防御方案は、中央雨期氾濫指揮部門が制定し、國務院に報告して許可を得るべきである。

洪水防御方案が許可または制定された後には、関連を有する地方人民政府は、必ず執行すべきである。

第四十一条 洪水防御を行う河道、洪水の停滞区または貯蓄区内の土地利用と各種の建設は、必ず洪水防御の要求に符合すべきである。

第四十二条 天然流勢により、または洪水防御、冠水排出工事の設計標準、許可された運行方案によって流れる洪水、冠水において、下流地区で水流を阻害したり、河道過水能力の縮小を設けてはならない。また上流地区で勝手に流量を増大してもいけない。

第四十三条 雨期の氾濫情勢が緊急である場合、各氾濫防御指揮部門は、該当管轄範囲内で、許可された洪水分流、貯蓄方案に基づき、洪水の分流、貯蓄措置を取ることができる。洪水の分流、貯蓄措置が、近隣地区に危害を及ぼす場合は、必ず上一級氾濫防御指揮部門に報告して許可を得るべきであり、事前、関連地区に知らせなければならない。

國務院と省、自治区、直轄市人民政府は、各自が管轄する洪水の停滞地区、貯蓄地区内の住民の安全、転移、生活、生産、事後の回復、損失補償等に関する事項について、専門的管理方法を制定すべきである。

第六章 法律的責任

第四十四条 本法の規定に違反して取水、遮水、阻水、排水を行い、他人に妨害または損失を与える場合、必ずすみやかに侵害を停止し、妨害を排除し、損失を賠償すべきである。

第四十五条 本法の規定に違反し、次の各項の一に該当する者には、県級以上人民政府水関係行政主管部門または関係主管部門が当事者に責任をもたせ、違法行為を停止させるとともに期限を指定して、障害を徹底的に取り除くかまたは他の補償措置を取らせるべきであり、同時に罰金に処することもできる。関連する責任者に対しては、所在部門または上級主管部門が、当事者に行政処分を与えることもできる。

(一) 河川、湖沼、ダム、水路内に、洪水流動と航運を阻害する物の捨入れ、積置、洪水流動を阻害する樹木、背の高い作物の植付、航路内に、沈んだ船の捨置、航運に阻害のある漁具の放置、水生生物の植付をする者。

(二) 許可を得ずに河床、氾濫原に建物を建設する者。

(三) 許可を得ず、または許可された範囲と作業方式に従わずに、河川、航路内で砂石、砂金を採掘する者。

四 本法第二十七条に違反し、湖沼、河川で囲み閉鎖をする者。

第四十六条 本法の規定に違反し、次の各項の一に該当する行為がある者には、県級以上人民政府水関係行政主管部門または関係主管部門から当事者に責任をもたせ、違法行為を停止させると同時に、期限を指定して損失を賠償し、補救措置を取らせるべきであり、かつ罰金に処することもできる。

関連責任者に対しては、所在部門または上級主管部門が、当事者に行政処分を与えることもできる。

犯罪を構成した者には、刑法の規定に従い、刑事責任を追究すべきである。

(一) 勝手に水関係工事を行い、または河道、航路の整理をする者。

(二) 本法第四十二条の規定に違反し、勝手に洪水、冠水の流量を増大し、若しくは流れる洪水、冠水を阻害する者。

第四十七条 本法の規定に違反し、次の各項の一に該当する行為がある者には、県級以上人民政府水関係行政主管部門または関係主管部門が当事者に責任をもたせ、違法行為を停止し、損失を賠償し、補給措置を取らせるべきであり、かつ罰金に処することもできる。治安管理处罰を与えるべき者には、治安管理处罰条例の規定に従い処罰すべきである。犯罪を構成した者には、刑法の規定に従い、刑事責任を追究すべきである。

(一) 水関係工事、堤防、護岸等と関連する施設、氾濫防御施設、水文測驗施設、水質地質監測施設と航行誘導、助力施設を破り損う者。

(二) 水関係工事の保護範囲内で爆破、さく井、採石、採土等水関係工事の安全に危害のある活動をする者。

第四十八条 当事者が行政処罰に服しない場合、通知を受けた日から起算して15日以内に、処罰を決定した上一級の部門に復讞^{*}を申請することができる。復讞決定に服しない場合、復讞決定を受けた日から起算して、15日以内に人民法院に起訴することができる。当事者は、処罰通知を受けた日から起算して、15日以内に、直接人民法院に起訴することもできる。当事者が、期限ぎれになっても復讞申請をせず、または、人民法院に起訴せずに、処罰決定を履行しない場合、処罰を決定した部門が人民法院に申請し、強制執行を行うべきである。

^{*}(注) 再び審議することを指す。

治安管理处罰に服しない場合は、治安管理处罰条例の規定に従い取り扱うべきである。

第四十九条 氾濫防御物資、水関係工事の器材を盗窃、強奪する者、国家の救災用、危険応急用、移転者生活を再開するための怪貨、物資を横領、流用する者には、

刑法の規定に従い、刑事責任を追及する。

第五十条 水関係行政主管部門または他の主管部門、水関係工事管理部門の職員として、職分を守らず、または職権を濫用、不正をはたらく者に対しては、所在部門または上一級主管部門が行政処分を与えるべきである。公共財産、国家と人民に重大な損失を造成する者には、刑法の規定に従い、刑事責任を追及すべきである。

第七章 附 則

第五十一条 中華人民共和國が締結または参加した国際もしくは国境境界の河川、湖沼に関連を有する国際条約、協定が、中華人民共和國の法律と異なる規定がある場合、国際条約、協定を適用する。但し、中華人民共和國が保留した条項を除く。

第五十二条 國務院は、本法に従い、実施条例を制定することができる。

省、自治区、直轄市人民代表大会常務委員会は、本法に従い、実施の仕方を制定することができる。

第五十三条 本法は1988年7月1日から施行する。

(孫：能源部焦作軋業学院 筑波大学地球科学系中国政府派遣研究員)
(擬稿：筑波大学地球科学系教授)

中国「水法」の公布について

佐藤俊郎

日中農交の吉田幸和君から、中国水法の記事がありましたのでお送りします、という書状が3月4日宅配されてきた。内容は、中国通信に和訳された、中華人民共和国主席令、第61号の中華人民共和国水法53条から成る全文と、水法の公布・実施について新華社の記者が、水利電力相銭正英にインタビューした文面であった。さっそく一読したが、条文と合せてインタビューは、中華人民共和国政府が、とくに水資源に対してどのような考えをもっているかを知ることができると思われるので、中国通信の了解を得て、本誌に掲載することとした。

銭水利電力相もいっているように、この法律は、中華人民共和国では水資源の基本法として制定したものであり、治水、利水及び水資源の開発に当って具体的な表示がなされている。わが国の法律とは異なったあたたかさを感じるのは私1人ではないと思う。

条文は、総則が、第1条から9条まで、第2章は、開発利用で第10条から第23条まで、第3章は、水、水域及び水施設の保全であって、第24条から第29条まで、第4章は、用水管理で、第30条から第37条まで、第5章は、水防と洪水対策で、第38条から第43条まで、第6条は、法的責任で、第44条から50条、第7章は付則3条からなり、第53条は、この法律の施行が1988年7月1日から施行されることを条文で示している。

以下に、全文を掲載する。

中華人民共和国主席令 第61号

「中華人民共和国水法」は1988年1月21日、第6期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択された。ここに公布し、1988年7月1日から施行する。

中華人民共和国主席 李先念 1988年1月21日

◇中華人民共和国水法

1988年1月21日、第6期全人代常務委第24回会議で採択

第1章 総則

第1条 水資源の合理的開発利用と保全をはかり、水害を防止し、原語は防治、以下同じとし、水資源の総合的効果を十分に発揮させ、国民経済発展と人民生活の必要にこたえるため、この法律を制定する。

第2条 この法律で、水資源とは、地表水及び地下水をいう。中華人民共和国の領域内で水資源を開発、利用、保全、管理し、水害を防止するときは、この法律を遵守しなければならない。

海水の開発、利用、保全及び管理については、別に定める。

第3条 水資源は国家所有、すなわち全人民所有に属する。

農業集団経済組織が所有する池、貯水池の水は、集団所有に属する。

国は、法に基づいて水資源を開発、利用する単位と個人の適法な権益を保護する。

第4条 国は水資源の開発、利用及び水害防止のため諸事業を奨励し、支援する。

水資源の開発、利用と水害の防止に当たっては、全面的な計画、全般的配慮、総合的利用及び効果の追求によって、水資源の多機能を発揮させるものとする。

第5条 国は水資源を保全し、有効な措置によって自然植生の保護、草木栽植、水源の涵養、水土流亡の防止及び生態環境の改善をはかる。

第6条 各単位は水質汚濁防止事業を強化し、水質の保全と改善をはかるものとする。各級人民政府は水質汚濁防止法の規定により、水質汚濁防止への監督・管理を強めるものとする。

第7条 国は計画的用水を実行し、用水の節約を励行する。

各級人民政府は用水節約への管理を強めるものとする。各単位は用水節約の先進技術を採用し、水の消費量を減らし、水の再利用率を高めるものとする。

第8条 水資源の開発・利用・保全・管理、水害の防止、用水の節約及び関係の科学技術研究において著しい成績をあげた単位及び個人は、各級人民政府がこれを表彰する。

第9条 国は水資源について、統一管理と分級・部門別管理を結合した制度を実施する。

国务院の水行政主管部門は、全国の水資源の統一管理事務を担当する。

国务院の他の関係部門は、国务院の定める職務分担に従い、国务院の水行政主管部門に協力して、関係の水資源管理事務を担当する。

県級以上の地方人民政府の水行政主管部門その他の関係部門は、同級の人民政府の定める職務分担に従って、関係の水資源管理事務を担当する。

第2章 開発利用

第10条 水資源を開発、利用するときは、総合的科学調査及び調査の評価を行わなければならない。全国の水資源の総合的科学調査及び調査の評価は、国务院の水行政

主管部門が関係部門と合同で統一して行う。

第11条 水資源の開発・利用及び水害の防止に当たっては、流域又は区域ごとに統一計画をたてるものとする。計画は総合計画と専門計画に分ける。

国が指定した重要河川の流域総合計画は、國務院の水行政主管部門が関係部門及び関係省・自治区・直轄市の人民政府と合同で作成し、國務院の認可を受ける。その他の河川の流域又は区域の総合計画は、県級以上の地方人民政府の水行政主管部門が関係部門及び関係地域と合同で作成し、同級人民政府の認可を受け、かつ1級上の水行政主管部門に届け出る。総合計画は国土計画との調和をはかり、各地域、各産業の必要を合わせて考慮するものとする。

洪水防御、冠水処理、かんがい、水運、都市・工業給水、水力発電、竹木流送、漁業、水質保全、水文測定並びに地下水の広域調査・探査及び動態監視等の専門計画は、県級以上の人民政府の関係主管部門が作成し、同級人民政府の認可を受ける。

認可を経た計画は、水資源の開発・利用及び水害防止活動の基本的拠り所となる。計画の修正は原認可機関の審査・認可を経なければならない。

第12条 いかなる単位及び個人も取水、貯水、排水をするときは、公共の利益及び他人の適法な權益を損なってはならない。

第13条 水資源の開発・利用に当たっては、洪水防御の基本的配置に従い、利益を興すことと弊害を除くことを結合する原則をとり、上・下流、左・右岸及び地域間の利益を合わせて考慮し、水資源の総合的效果を十分に発揮させるものとする。

第14条 水資源の開発・利用に当たっては、まず都市・農村住民の生活用水を満たし、農業、工業用水及び水運の必要に全般的に配慮するものとする。水源不足地域では、都市の規模及び水消費量の大きい工業・農業の発展を制限するものとする。

第15条 各地域は水土の資源条件に基づいて、かんがい、排水及び水土保持事業を發展させ、農業の安定生産、高生産を促すものとする。

水源不足地域では、用水節約のかんがい方式をとるものとする。

アルカリ化及び湛水の生じやすい地域では、地下水の水位の統制、低下措置をとるものとする。

第16条 国は水エネルギー資源の開発・利用を奨励する。水エネルギーの豊富な河川では、多目的の階段状開発を計画的に進めるものとする。

水力発電所を建設するときは、生態環境を保護し、洪水防御、給水、かんがい、水運、竹木流送及び漁業等の必要を合わせて考慮するものとする。

第17条 国は水運資源を保全し、その開発を奨励する。水運又は竹木流送用の河川に流水をさえぎる恒久的な堰・ダムをつくるときは、建設単位は同時に船、竹木を通す施設をつくり、又は國務院の授權部門の承認を受けてその他の救済措置をとり、

かつ施工及び貯水期間中の水運及び竹木の流送を適切に手配しなければならず、必要な費用は建設単位が負担する。

通航のできない河川又は人工水路に堰・ダムをつくることによって通航が可能になるときは、堰・ダムの建設単位は船を通す施設を同時につくり又は船を通す施設の位置をあらかじめ残しておくものとし、必要な費用は国の別段の規定がある場合を除いて、交通部門が負担する。

水運を妨げる既設の堰・ダムについては、県級以上の人民政府が原建設単位に命じて、所定の期間内に救済措置をとらせる。

第18条 魚、エビ、カニの回遊経路に流水をさえぎる堰・ダムをつくり、漁業資源に重大な影響があるときには、建設単位は魚を通す施設をつくり又はその他の救済措置をとるものとする。

第19条 堰・ダム、橋梁、埠頭その他の川をさえぎり、川をまたぎ、川に面した建築物をつくり、川をまたぐパイプライン、ケーブルを敷設するときは、国の定める洪水防御基準、通航基準その他関係の技術的要求に適合していなければならない。

前項に掲げた土木施設をつくるために在来の土木施設を拡張、改築、撤去し又はこわすときには、新規工事の建設単位が拡張、改築の費用及び損失補償の費用を負担する。ただし、在来の土木施設が規則に違反している場合は除く。

第20条 水施設その他の建設項目をつくり、従来のかんがい用水、給水資源又は航路の水運に悪影響があるときには、建設単位は救済措置をとり又は補償をしなければならない。

第21条 流域にまたがる取水施設をつくるときは、全面的計画及び科学的論証を行い、取入れ、流入流域の用水需要を全般的に考慮し、生態環境への悪影響を防止しなければならない。

第22条 水施設をつくるときは、国の定める基本建設手続きその他の関係規定を遵守しなければならない。他の地域及び産業の利益に係わる場合には、建設単位は事前に関係地域と部門の意見をきき、かつ規定に従って上級人民政府又は関係主管部門の審査・許可を受けなければならない。

第23条 国が水施設をつくり、住民移転を必要とするときには、地方人民政府が移転住民の生活及び生産の手配をする。移転に必要な経費は土木建設の資金計画に入れる。また、建設段階で計画に従って、移転を完了するものとする。

第3章 水、水域及び水施設の保全

第24条 河川、湖沼、貯水池、用水路内には、洪水の流下、水運を妨げる物体を捨て、積んではならず、洪水の流下を妨げる林木及び長稈作物を植えてはならない。

航路内には、沈船を捨ててはならず、通航を妨げる漁具を仕掛けてはならず、水生植物を植えてはならない。

関係主管部門の許可を受けなければ、河床、河川敷に建築物をつくってはならない。

洪水流下、冠水排除用の河道及び航路の範囲内で土石、砂金を採取するときは、河道主管部門の許可を受け、許可された範囲及び作業方式で採取しなければならない。航路に係わる場合には、河道主管部門が航路主管部門と合同で許可する。

第25条 地下水を採取するときは、水資源の調査・評価を基礎に、統一的計画をたて、監督・管理を強めなければならない。すでに地下水を超過採取している地域では、採取を厳しく抑制し、かつ地下水資源の保全、地盤沈下の防止のための措置をとるものとする。

第26条 地下鉱物を採掘し又は地下施設をつくり、枯渇〈訳注…desiccation 原語は疏干〉排水によって地下水の水位低下、枯渇又は地盤の陥没を招き、他の単位又は個人の生活及び生産に損害を与えたときには、採鉱単位又は建設単位は救済措置をとり、損害を賠償するものとする。

第27条 湖沼の干拓を禁止し、河川の干拓を禁止する。確かに干拓が必要なときには、科学的論証をへ、かつ省級以上の人民政府の許可を受けなければならない。

第28条 国は水施設及び堤防、護岸等の関係施設を保全し、水防施設、水文監視施設、水文地質監視施設及び航行援助・補助施設を保全する。いかなる単位及び個人もこれを侵奪、損壊してはならない。

第29条 国家所有の水施設は、認可をえた設計に従い、県級以上の人民政府が国の定めるところにより、管理・保全範囲を指定するものとする。

集団所有の水施設は、省・自治区・直轄市人民政府の定めるところにより保全範囲を指定するものとする。

水施設の保全範囲内では、爆破、削井、採石、採土などの水施設の安全を害する活動を禁止する。

第4章 用水管理

第30条 全国及び省、自治区、直轄市にまたがる区域の長期水需給計画は、國務院の水行政主管部門が関係部門と合同で策定し、國務院計画主管部門の認可を受ける。

地方の長期水需給計画は、県級以上の地方人民政府の水行政主管部門が関係部門と合同で、1級上の人民政府の主管部門が策定した長期水需給計画及び当該地域の実情に合わせて策定し、同級人民政府の計画主管部門の認可を受ける。

第31条 流水量の調節・貯留及び水量の配分に当たっては、上流・下流及び左岸・右岸の用水、水運、竹木流送、漁業及び生態環境保護の必要を合わせて考慮するものとする。

行政区域にまたがる水負配分案は、1級上の人民政府の水行政主管部門が関係地方人民政府の意見をきいたあと策定し、同級人民政府の認可を受けたあと実行す

る。

第32条 国は地下又は河川、湖沼からの直接取水について、取水許可制度を実施する。家庭生活、家畜飲用のための取水その他少量の取水については、取水許可申請を必要としない。

取水許可制度実施の手順、範囲及び方法は、國務院が定める。

第33条 新築、拡張、改築の建設項目で、取水許可を申請する必要があるときには、建設単位は設計任務書を提出する時、取水申請を認可した機関の書面意見を添えるものとする。

第34条 給水施設で供給される水を使用するときは、規定に従って給水単位に水利費を納付するものとする。

都市で地下から直接取水している単位については、水資源費を徴収する。その他地下又は河川、湖沼から直接取水しているときには、省、自治区、直轄市の人民政府が水資源費の徴収を決めることができる。

水利費及び水資源費の徴収方法は、國務院が定める。

第35条 地域の間で発生した水事紛争は、相互理解・互譲、団結協力の精神で協議によって処理するものとする。協議が成立しないときには、1級上の人民政府が処理する。水事紛争が解決されるまでは、各方の合意又は1級上の人民政府の許可がないかぎり、国の定める境界線両側の一定範囲では、いかなる一方も流水を排除し、さまたげ、取り入れ及び貯留する施設をつくってはならず、一方的に水の現状を変更してはならない。

第36条 単位相互間、個人相互間、単位・個人間で発生する水事紛争は、協議又は調停を通じて解決するものとする。当事者が協議、調停による解決を望まず又は協議、調停が成立しないときには、県級以上の地方人民政府又はその権限を受けた主管部門に処理を委ねることができ、人民法院に直接、訴を提起することもできる。当事者は関係人民政府又はその権限を受けた主管部門の処理決定に不服があるときには、通知を受けた日から15日以内に、人民法院に訴を提起することができる。

水事紛争が解決されるまでは、当事者は水の現状を一方的に変更してはならない。

第37条 県級以上の人民政府又はその権限を受けた主管部門は、水事紛争の処理に当たって、臨時処置の措置をとる権限を有し、当事者はこれに従わなければならない。

第5章 水防と洪水対策

第38条 各級人民政府は指導を強化し、措置を講じ、水防・洪水対策を全うするものとする。いかなる地位及び個人も、水防・洪水対策に参加する義務を負う。

第39条 県級以上の人民政府の水防指揮機構は、水防・洪水対策を統一的に指揮す

る。

緊急な増水の状況下では、水防指揮機構はその管轄範囲内で、必要な物資、設備及び人員を徴集する権限を有する。ただし、事後すみやかに返還し又は適切な補償を与えるものとする。

第40条 県級以上の人民政府は流域計画及び「重点を確保し一般にも配慮する」原則に基づいて、洪水防御案を策定し、防御基準・措置を決めるものとする。全国主要河川の洪水防御案は、中央水防指揮機構が策定し、國務院の認可を受ける。

認可され又は策定された洪水防御案については、関係の地方人民政府はこれを執行しなければならない。

第41条 洪水防御用河道及び遊水池、洪水調節池では、土地の利用及び各種の建設は洪水防御の要求に適合していなければならない。

第42条 自然の流勢、洪水防御・冠水排除施設の設計基準又は認可された運転案に従って洪水、冠水を排出するとき、下流地域は障害を設けて流水をさまたげ又は河道の通水能力を縮小してはならない。上流地域は任意に排出流量を増大させてはならない。

第43条 緊急な増水の状況下では、各級の水防指揮機構はその管轄範囲内で、認可された分水案、洪水調節案に基づき、分水、洪水調節の措置をとることができる。分水、洪水調節の措置が近隣地域に害を与えるときには、1級上の水防指揮機構の許可を受け、かつ事前に関係地域に通知しなければならない。

國務院及び省・自治区・直轄市人民政府は所管の洪水調節池、遊水池内の関係住民の安全、移転、生活、生産、復旧、損失補償などの事項について、それぞれ特別の管理規則を定めるものとする。

第6章 法的責任

第44条 この法律の規定に違反して水を取り入れ、せき止め、さまたげ、排除して他人に支障又は損害を与えた場合には、侵害を中止し、支障を取り除き、損害を賠償するものとする。

第45条 この法律の規定に違反し、次に掲げる行為の1つをしたときには、県級以上の地方人民政府の水行政主管部門又は関係主管部門が違法行為の中止を命じ、期間を定めて障害を除去させ又はその他の救済措置をとらせる。罰金を併科することもできる。関係の責任者については、所在単位又は上級の主管機関が行政処分をすることができる。

- 1 河川、湖沼、貯水池、用水路内に洪水の流下、水運を妨げる物体を捨て置き、積んでおくこと、洪水の流下を妨げる林木及び長稈作物を植えること、航路内に沈船を捨て、通航を妨げる漁具を仕掛け、水生植物を植えること。
- 2 許可を受けないで、河床、河川敷に建築物をつくること。

3 許可を受けないで又は許可された範囲及び作業方式によらないで、河道、航路内で土石、砂金を採取すること。

4 第27条の規定に違反して、湖沼、河流を干拓すること。

第46条 この法律の規定に違反し、次に掲げる行為の1つをしたときには、县级以上の地方人民政府の水行政主管部門又は関係の主管部門が違法行為の中止を命じ、救済措置をとらせる。罰金を併科することもできる。関係の責任者については、所在単位又は上級の主管機関が行政処分をすることができる。犯罪を構成するときには、刑法の定めるところにより、刑事責任を追及する。

1 任意に水施設をつくり又は河道、航路を補修すること。

2 第42条の規定に違反し、任意に下流への洪水・冠水排除流量を増大させ又は上流の洪水・冠水排除を阻害すること。

第47条 この法律の規定に違反し、次に掲げる行為の1つをしたときには、县级以上の地方人民政府の水行政主管部門又は関係の主管部門が違法行為の中止を命じ、損害を賠償させ、救済措置をとらせる。罰金を併科することもできる。治安管理条例をすべきときには、治安管理条例の定めるところによって処罰する。犯罪を構成するときには、刑法の定めるところによって刑事責任を追及する。

1 水施設及び堤防、護岸等の関係施設を損壊し、水防施設、水文監視施設、水文地質監視施設及び航行援助・補助施設を損壊すること。

2 水施設の保全範囲内で爆破、削井、採土など水施設の安全を害する活動を行うこと。

第48条 当事者は行政処罰の決定に不服があるときには、処罰通知を受けた日から15日以内に、処罰決定をした機関の1級上の機関に再審査を請求することができる。再審査の決定に不服があるときには、再審査の決定を受けた日から15日以内に、人民法院に訴を提起することができる。当事者は処罰通知を受けた日から15日以内に、人民法院に直接、訴を提起することもできる。当事者が期間を経過しても再審査を請求せず、又は人民法院に訴を提起もせず処罰の決定を履行もしないときには、処罰の決定をした機関が人民法院に強制執行を申し立てる。

治安管理条例に不服があるときには、治安管理条例の定めるところによる。

第49条 水防物資、水施設器材を窃取し又は強奪した者、国の災害救援、応急対策、水防、住民移転のための金品を横領し又は流用した者は、刑法の定めるところにより刑事責任を追及する。

第50条 水行政主管部門その他の主管部門及び水施設管理単位の職員で職務をおろそかにし、職権を乱用し、不正を働いた者は、所在単位又は上級の主管機関が行政処分をする。公共の財産、国及び人民の利益に重大な損害をもたらした者は、刑法の定めるところにより刑事責任を追及する。

第7章 付則

第51条 中華人民共和国が締結し又は加入している、国際又は国境河川・湖沼に係わる国際条約、協定に、中華人民共和国の法律と異なる規定があるときには、国際条約、協定の規定を適用する。ただし、中華人民共和国が留保を声明した条項は除く。

第52条 国務省はこの法律に基づいて、実施条例を定めることができる。

省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会はこの法律に基づいて、実施規則を定めることができる。

第53条 この法律は1988年7年1日から施行する。

(北京1月22日発新華社=中国通信)

◇ 水法の公布・実施について

銭正英水利電力相との一問一答

〔北京2月2日発新華社=中国通信〕先ごろ公布された「中華人民共和国水法（以下「水法」と略す）」は建国後初の水資源に関する法律である。これについて本記者は全国水利庁・局長会議に出席中の銭正英水利電力相にインタビューした。内容は次の通り。

問…まず「水法」の公布とその実施にどんな重要な意義があるかについてお話しください。

答…わが国は歴史上、水害・干ばつの災害がひん繁に発生し、水害防止と水利開発はずっと国家の安泰と国民経済にかかわる大切なことであった。建国（1949年10月）以来、党と人民政府の指導のもとで、水利建設は大きな発展を遂げ、社会主義近代化建設を保障し、促進し、国民経済の各方面と都市・農村人民の水に対する需要を満たし、たひたびの酷しい水害、干ばつに打ち勝つうえて、大きな役割を果たしてきた。これと対応して、一連の政策と行政法令を制定した。しかし、国民経済の発展は水害防止と水利開発に一段と高い要求を出しており、水資源をめぐる関係も複雑化し、任務は一層きびしいものとなった。現行の管理体制と政策、法令はすでに客観的な情勢と改革の深化の要請に即応できなくなっている。だから全体を扶括する水資源の基本法「水法」を制定して、治水の経験と教訓を総括し、これを法律の形で固定すること、これによって、やるべきこと、改革すべき重要な事業に法律の根拠を与え、すべての水に関する活動を法制管理の軌道に乗せることが差し迫って

必要になった。これがすなわち、「水法」を公布・実施する重要な意義である。

問…国务院の委託で「水法」草案について説明されたとき、過去に水資源の総合利用が不十分だったことに触れられたが、「水法」はこれに対しどのような規定を設けたか。

答…1950年代に長江、黄河など主要河川流域の計画を策定したときから、すでに综合利用の問題を持ち出し、三十数年間で著しい経済効果をもつ综合利用の基幹施設をたぐさ完成させた。しかし、過去の治水事業のなかで、综合利用の考えの浸透は不十分なものであった。例えば、河道に造った堰・ダムが通航や木・竹の流送に影響を及ぼしたり、水力発電所の放水量が激増・激減して、航行の安全に影響を及ぼしたりした。また、一部の河川と湖の水門が魚類の回遊通路を切断し、漁業の発展を妨げた。1960年代に、国务院はこれらの問題に対して重要な指示を出し、水利電力部門も関係部門と共同で救済措置をとったが、しかし解決されない問題がまだに残っている。このため、「水法」を制定する際、综合利用問題の解決を一つの重点に置いた。まず水資源を開発・利用するとき、必ず総合的な科学調査と評価をし、水行政の主管部門と関連部門がいっしょになって、統一的に行うことを規定した。水利施設建設の面では、洪水防止、冠水処理、灌漑、水運、都市・工業用水、水力発電、漁業などに対し、それぞれの原則規定を定め、各事業が法律の保護と支持も受ければ、法律の制約も受けるようにし、互いに協調しあい、共に発展するようにした。

例えば「水法」では次のようなことが明確に定められている。通航又は竹木流送用の河川で堰・ダムを造るときは、船、木の通過施設を同時に設けなければならない。ほかの救済措置をとる場合には、国务院が権限を授けた部門の認可が必要である。水利施設の建設が他の地域と業種の利益にかかわる場合、当事者は必ず事前に関連地域と部門の意見を求め、上級政府或いは主管部門の審査・認可を受ける。これを法定の手順とする。また「水法」の各部分で、生態環境保護の要求が明確に盛り込まれ、水の配置と分配の面でも、综合利用の原則が強調されている。

問…「水法」には水資源保全の面で、どんな重要な規定があるか。

答…「水法」には、開発利用と保全を互いに結びつける方針が体现されている。現在水資源保全の面で、次のような問題がある。①水質汚染がひどい。全国9万5000キロの河川区間で行われた水質調査・評価の統計によると、程度の差こそあれ、すでに汚染されたのが20%、ひどく汚染されたのが5.2%にのぼる。都市と人口密集、経済発達地域に汚染が集中しているため、危害が一段と厳しいものとなった。②盲目的に湖沼を干拓し、河道に障害物を設けることが多く、天然水域の洪水調節・貯留と排出の能力を低下させ、人為的に洪水・冠水の災害を増加させた。例えば遼河のものの洪水処理能力は5000立方メートル/秒であるが、1985年の洪水は2000立方

メートル/秒しかなかったにもかかわらず、障害物が洪水の流れを妨げたため、決壊が多く発生し、損失が48億元に達した。③北方地域における地下水の過度の汲み上げによって、地下が漏斗状になったところの面積が合計1万5000平方キロメートルに達し、最も深いところは70メートルもあり、一部の地方の水源が日増しに枯渇してきた。④多くの地方で乱伐が起こり、植生が破壊され、雨水の流失や土壌浸食がひどくなった。「水法」は以上述べた問題にそれぞれ照準を合わせ、原則規定をした。

問…用水管理の面で、「水法」にはどんな規定があるか。

答…用水の管理制度は3段階に分かれている。第1段階では、行政級別に管理する原則に従い、マクロ的な分配を行う。行政区域にまたがる水の分配は、1級上の人民政府とその水行政主管部門が責任を持つ。例えば先ごろ国务院弁公庁が認可した黄河の水量分配案、それから目下検討中の漳河の水量分配、すでに数年間実施されてきた濼河潘家口ダムの水量分配などがこれに属する。第2段階では、取水許可制度を実施する。これは外国ですでに広く実施され、効果的な水資源の管理制度である。しかしわれわれは経験が乏しいので、具体的な措置、適用範囲と方法の面で、水資源の異なる状況に応じ、区別して対処すべきである。第3段階では、計画用水を実施し、用水節約を厳格に行う。これは全社会と関連のあることであり、かならず各級人民政府の指導のもとで、宣伝・教育に大いに力を入れ、法律、行政、経済、技術を含めた総合的な措置をとり、水資源を大切にし、水を節約するという社会の気風を確立しなければならない。

問…水の管理体制の問題についてお話しください。

答…「水法」には次のように規定されている。水資源に対し、国は統一管理と行政級別、部門別管理を結合した制度を実施する。国务院の水行政主管部門は全国の水資源の統一管理を受け持つ。国务院のその他の関連部門は国务院の定めた職務分担に従い、国务院の水行政主管部門と協力して、関連の水資源の管理を受け持つ。この制度は水資源管理体制の長年の正反両面の経験を総括し、わが国の国情に基づき各方面の数年間にわたる討論・協議によって提起されたものである。現在ちょうど国务院機構改革の前夜にあり、水管理機構と体制に対する関係方面の意見や希望は、国务院が機構改革の中で統一的に解決するものと信じている。

(東京農芸大学教授)

長江水系

長江は、中国最大の河川で、長さは5,590kmに達し、青海省の可可都立山麓に発し、上流は、支流が多く、それらは集って通天河となり、南流して四川と昌都地区のあたりでは、金沙江とよば兩岸は、すべて山嶺で、水流は急である。金沙江は、四川を経て、岷江、沱江、嘉陵江などの大支流と多くの小支流に接し、この後、はじめて長江の本流を形成する。長江の四川省万県以東では、兩岸は絶壁と峻嶺で、全長約2,000kmの間には、多くの難所があり、水流は急である。この一帯が、即ちかの有名な三峡である。湖北省宜昌以下では、長江は江河平原地帯に入り、湖南省の城陵磯で洞庭湖と通ずる。そのすぐ上の一と区切りを荆江とよび、河道は、まがりくねって蛇行し、流速は比較的ゆるやかになる。以下、武漢で漢水を納めて流れる。中、下流では、流れに沿って、兩岸には多くの湖沼があり、比較的大きなものには、湖北省では、洪湖、黄蓋湖、大沙湖、黄塘湖、沔湖、魯湖、梁子湖、張渡湖がある。江西省では、有名な鄱陽湖がある。安徽省では、巢湖、龍宮湖、泊湖、漳湖、白兔湖、白蕩湖、白湖などがある。江蘇省では、太湖、滬湖、及び安徽省にもまたがる石臼湖がある。洞庭湖と鄱陽湖は、全国最大の湖で、面積は、それぞれ500万 μ^2 以上である。これらは、それぞれ長江下流の最大支流である湘江と贛江をうける。南京以東で、長江は、鎮江で大運河と交って、沃野千里であるところの三角州に入り、東の端で、黄浦江と合い、崇明島で二条に分れて入海する。

長江流域は、中国でもっとも富んだ地区の一つであり、淡水漁業のもっとも発達した区域でもある。中、下流の気候は適当で、年中凍らず、水中の有機物含量は1 ℓ あたり0.76~18.48mgで、生物由来の物質は、すこぶる豊富である。その他、水生生物もまた多く、魚類の外に、有名な揚子江ワニ、淡水イルカがあり、淡水のエビ、カニも、また広く分布している。

長江水系の魚類は、約300種前後で、その内、コイ科のものが2/3を占める。金沙江以上の上流は、高寒帯に位置するので、魚種は少く、かつ特殊である。主なものは、Schizothoracini 亜科とホトケドジョウ類で、人跡稀な地方なので、魚類資源は、まだ開発利用されていない。金沙江以下の長江本流は、亜熱帯に位置し、魚種、数量ともに多い。そして、中国の主要養殖魚である草魚、青魚、鱈魚、鱒魚などの家魚魚苗の主産地になっている。魚類組成は、分布の広いコイ、フナ、鯽魚、魴魚、草魚、青魚、鱈魚、鱒魚、各種鮭魚、蜜圓、猪魚 (*Ochetobius elongatus*)、赤眼鱒、各種塊鱒 (ギギのなかま)、胭脂魚 (*Myxocyprinus asiaticus*)、ケツギョ、鰻魚、鱖魚 (*Acipenser sinensis*、チョウザメの一種)、白鱈 (*Psephurus gladius*) などの重要経済魚類を除いても、まだ多くの特産種がある。宜昌以上の上流地区には、Homalopteridae 科のものが特別多く、コイ科の中にも、特有のものが多く、一番多いのは、短鬚肥、背波 (*Spinibarbus sinensis*)、白甲 (*Onychostoma laticeps*)、(43) 銅魚、束坡魚 (*Garra imberbis*)、紋胸魚、弓魚、奇鰭魚、及びその他のいくらかの Schizothoracini 亜科の魚類で、その大多数は、経済価値のあるものである。その外、冷水性サケ科魚類の虎嘉魚 (*Hucho bleekeri*、イトウの一種) も、上流の定住者になっている。

長江の中、下流の魚種は多く、多くは上流にいないものか、稀なるものである。たとえば、猪魚、ケツギョ、シラウオ科のもの、タイリンドジョウ、塘鱧魚、ウナギ、刺楸 (*Mastacembelus aculeatus*)、揚子鱈 (*Claris pulicaria*)、七星烏魚 (タイリンドジョウのなかま) などである。さらに、有名な回游性の鰻魚 (*Hilsa reevesii* = *Macrura*

reevesii ニシン科の *Alosinae* 亜科の魚、中国沿海、朝鮮南部に分布する)を産する、下流には、その他多くの近海の種がある。たとえば、鰻魚 (*Mugil cephalus*, ボラ), 鱧魚 (*Lateolabrax japonicus*, スズキ), 鱖魚 (*Anabas scandens*, キノボリウオの一種), 河鮰 (*Spheroides ocellatus*, フグの一種), 舌鰻 (*Cynoglossus gracilis*, ウソシタ科の魚) と弾頭魚 (*Platycephalus indicus*) などがそれぞれある。上述の種類の中の大多数のものは、黄河水系以北にはいないものである。

長江水系の天然魚類の漁撈量は、全国淡水魚総産量の約50%を占める。そのうち、江蘇、安徽、湖北三省の産量は最高である。1957年の全国淡水魚漁撈量は614,457トンで、江蘇省は、そのうちの150,760トン、安徽省は、73,033トン、湖北省は1957年の全年産量が140,590トンなので、漁撈量を見積ると、その半分の70,000トンぐらゐを占める。江西省の漁撈量は、34,873トンである。各湖沼中の産量もやはり大きい。江蘇省の太湖の面積は、約340万ムーで、魚の年産量は、10,370トン、ムーあたり平均6市斤程度である。安徽省の巢湖の面積は、121万ムーで、魚の年産量は、6,000トン、ムーあたり10市斤ほどである。湖北省の梁子湖の面積は、65万ムー、魚の年産量は、2,500トン、ムーあたり8市斤弱である。以上も同じく1957年の生産数である。1958年の全国生産は、大躍進をとげ、漁撈生産も大きな発展を遂げた。

長江水系は、魚類を豊産するだけでなく、草魚、青魚、鱧魚、鱖魚など、主要飼育魚の魚苗も豊産する。その産量は、全国魚苗総産量の約70%を占め、全国飼育魚苗の主要供給基地になっている。解放以来、産量は逐年増加し、1957年までには、湖北、湖南、江西、安徽、江蘇の五省を含んだ魚苗の総産量は、すでに132.5億匹に達している。1958年は、235億匹余りに達した。

中日魚名対照表

学 名	中国名(別称)	和 名
<i>Acipenser sinensis</i>	鱧 魚	チヨウザメ
<i>Anabas scandens</i>	攀 鱧	キノボリウオ
<i>Anguilla japonica</i>	鰻 鱺	ウナギ
<i>Aphyocypris chinensis</i>	中華細鯽	ヒナモロコ
<i>Aristichthys nobilis</i> (Richardson)	鱈 魚 [※]	コクレン
<i>Barbus grahmi</i>	金線魚	
<i>Betta splendens</i>	暹羅闘魚	トウギョ
<i>Brachymystax lanok</i>	細鱗魚	
<i>Carassius auratus</i> (Linnaeus)	鯽 魚	フ ナ
<i>Chuanchia labiosa</i>	山弓魚	
<i>Cirrhina molitorella</i> (Cuvier et Valenciennes)	菱 魚	
<i>Claris pulicaria</i>	鬍子鯰	
<i>Cobitis taenia</i> (Linn.)	花 鯰	
<i>Coilia nasus</i>	鱈魚(鼠尾魚)	エツの一種
<i>Coregonus ussuriensis</i>	烏蘇里白鮭	
<i>Coreius catopsis</i> (Kner)	銅魚(鸽子魚)	
{ <i>C. septentrionalis</i> <i>C. zeni</i> <i>C. longibarbus</i>	短須銅魚	
	任氏 "	
	長須 "	
<i>Cottus poecilopus</i>	花杜父魚(杜父魚)	カジカの一種
<i>Ctenopharyngodon idellus</i> (Cuv. et Val.)	草 魚 [※]	
<i>Cynoglossus yracilis</i>	舌 鰚	ウシノソタの一種
<i>Cyprinus carpio</i> (Linn.)	鯉 魚	コ イ
{ <i>C. carpiotangli</i> <i>C. pellegrini</i> (Tchang)	团 鯉	コイの一種
	柏氏鯉(貝氏鯉)	"
<i>Discogobio tetraborbatus</i>	盤 吻	
<i>Eleotris oxycephala</i>	塘 鱧魚	カワアナゴ
<i>Elopichthys bambusa</i> (Richardson)	鱈 (等魚・黃鮎・猴魚)	
<i>Elops saurus</i>	海 鱧	カライワシ
<i>Erythroculter ilishaeformis</i>	翹嘴紅 鮎(鮎魚)	

中日魚名対照表

学 名	中国名(別称)	和 名
<i>Esox leucius</i>	近縁種：紅鮭， 紅鮭鮭， 蔽氏紅鮭， 蒙古紅鮭	
{ <i>E. reicherti</i>	狗 魚	カワカマス(カモグチ)
<i>Garra imberbis</i>		" "
(<i>Garra pingi</i> (Tchang))	東坡魚(東坡鯉)	
{ <i>G. shismatorhyncha</i>	" "	
<i>Glyptosternon hainanensis</i>	爬 岩 鱗	
<i>Gobio gobio</i>	真 均 (均 魚)	
<i>Gymnocypris maculatus</i>	近縁種：長尾均 花 裸 鯉	
<i>Gymnodiptychus dybowskii</i>	裸黃瓜魚	
(<i>Diptychus dybowskii</i> (Keesler))	(黃瓜魚)	
<i>Hemibarbus maculatus</i> (Bleeker)	花 梢 (麻叉魚)	ニゴイの一種
{ <i>H. longirostris</i> (Regan)	長 吻 梢	ズナガニゴイ
<i>Hemichromis bimaculatus</i>	珍 珠 魚	宝石魚の一種
<i>Hemiculter leucisculus</i>	鱖 条	
<i>Hilsa reevesii</i> (<i>Macura reevesii</i>)	鱚 魚	
{ <i>H. sinensis</i>	長 尾 鱚	
<i>Hucho bleckeri</i>	虎 嘉 魚	イトウの一種
{ <i>H. taimen</i>	哲 羅 魚	"
<i>Huso dauricus</i>	鱈 魚	
<i>Hypomesus olidus</i>	公 魚	
<i>Hypophthalmichthys molitrix</i> (Cuv. et Val.)	鱧 魚*	ハクレン
<i>Iskikauia macrolepis</i>	鱧 娘	
{ <i>I. grahami</i> (Regan)	格氏鱧娘	
{ <i>I. polylepis</i> (")	多鱧 "	
<i>Lampetra japonica</i> (<i>Entosphenus</i>)	八目鱧(七鰓魚)	カワヤツメ
<i>Lateolabrax japonicus</i>	鱈 魚	スズキ
<i>Lefua costata</i> (Kessler)	八景田鱧 (" " 泥 ")	ホトケドジョウの一種
<i>Leuciscus wleckii</i>	雅 羅	
<i>Liobagrus formosanus</i>	台湾狗鱖	アカザの一種
<i>Lota lota</i>	江 鱈	

学 名	中国名(別称)	和 名
<i>Mustacembelus aculeatus</i>	刺 鯰	
<i>Megalobrama terminalis</i> (Richardson) (<i>Parabramis</i>)	魴 魚	
<i>Megalops cyprinoides</i>	大海鯰	イセゴイの一種
<i>Mesocottus haitei</i>	黒龍江杜父魚	カジカの一種
<i>Misgurnus mizolepis</i>	大鱗泥鯰	ドジョウの一種
<i>Monopterus albus</i>	黄 鯰	
<i>Mugil cephalus</i>	鱮 魚	ボ ラ
{ <i>M. soiyu</i>	梭 魚	
<i>Mylopharyngodon piceus</i> (Richardson)	青 魚*	アオウオ
<i>Myxocyprinus asiaticus</i> (Bleeker)	亞洲胭脂魚	
{ <i>M. chinensis</i> (Dabry de Thiersant)	中国胭脂魚	
{ <i>M. fuhinensis</i> (Nichols)	福建胭脂魚	
	<以上胭脂魚と総称する>	
<i>Ochetobius elongatus</i> (Kner)	鱖 魚	
<i>Oncorhynchus formosanus</i>	台湾大麻哈魚	サケの一種
{ <i>O. keta autumnalis</i>	大麻哈魚	〃
<i>Onychostoma laticeps</i> (Günther)	白 甲 魚	
{ <i>O. fontouensis</i> (Tchang)	鄧 鄧 白 甲 魚	
<i>Ophiocephalus argus</i>	烏 鱧 (烏 魚)	カムルチー
{ <i>O. maculatus</i>	斑 鱧 (〃)	タイワンドジョウ
<i>Opsariichthys uncirostris</i> (Schlegel)	馬 口 魚	
<i>Osmerus dentex</i> t	胡 瓜 魚	キュウリウオ
<i>Parabramis pekinensis</i> (Oliv. et Val.)	鰱 魚 (扁 魚)	
<i>Parasilurus asotus</i>	鯰 魚	ナマズの一種
<i>Percottus glehni</i> (Dybowski)	山 胖 頭 魚 (東 北 塘 鱧 ・ 塘 鱧)	
<i>Phoxinus lagoroski variegatus</i> (Günther)	鱧 魚	
<i>Plagiognathus microlepis</i>	細 鱗 蜜 鱒	
<i>Psephurus gladius</i>	白 鱈	シロチョウザメ
<i>Pseudobagrus fulvidraco</i>	黄 頰 魚	ギギの一種
<i>Pseudorasbora parva</i> (Temminck et Schlegel)	羅 漢 魚 (麥 穗 魚)	
<i>Pseudogobio ripularis</i> (Basilevsky)	棒 花 魚 (棒 花 鱈)	
<i>Platycephalus indicus</i>	彈 頭 魚	
<i>Pungitius sinensis</i>	九 刺 魚	トミヨ

中日魚名対照表

学名	中国名(別称)	和名
<i>Rasbora</i> sp.	波魚	
<i>Rectoris poschensis</i>	直口魚	
<i>Rhodeus sinensis</i> (Günther)	塘鱖	クナゴの一種
(<i>Acanthoshodeus</i>)		
<i>A. taeniannalis</i>	腎点塘鱖	“
<i>A. atranalis</i>	黒刺 “	“
<i>Salanx microdon</i>	銀魚	シラクオ
<i>Schizothorax sinensis</i> (Herzstein)	中華弓魚	
<i>S. prenanti</i> (Tchang)	薄氏弓魚	
<i>S. potanini</i> (Herzstein)	包氏弓魚	
<i>S. przewalski</i> (Kessker)	青海裸弓魚	
<i>Silurus soldatovi</i>	歐洲鯰	
<i>Siniperca chautsi</i>	鱖魚	ケツギヨ
<i>Sinogastromyzon leveretti</i>	中華爬岩鯪	
< <i>Gastromyzon szechuanensis</i> >	四川爬岩鯪	
<i>Spheroides ocellatus</i>	河鮠	フダの一種
<i>Spinibarbus sinensis</i>	脊波魚	
<i>Squaliobarbus curriculus</i> (Richardson)	赤眼鮠(馬棍・鱒条)	
<i>Tanichthys albonubes</i>	譚氏魚	
<i>Thymallus arcticus grubci</i>	真鱒魚	カリヒメマス(ウオノハナ)
<i>Tilapia mossambica</i> (Peters)	非洲鯰(湖雀鯛)	テイラピア
(<i>T. esculenta</i>)	“ “	“
<i>Xenocypris argentea</i>	蜜鱒(黄尾魚)	
<i>Yaoshanicus arcus</i>	瑤山魚	
<i>Zacco platypus</i> (Temminck et Schlegel)	鰻魚	オイカワ

以上学名の対照のできたものだけを記した。

なお、※印の四魚種は、いわゆる「家魚」として普及しており、方言が多いので次にその方言名を記すことにした。